

始



特208
52

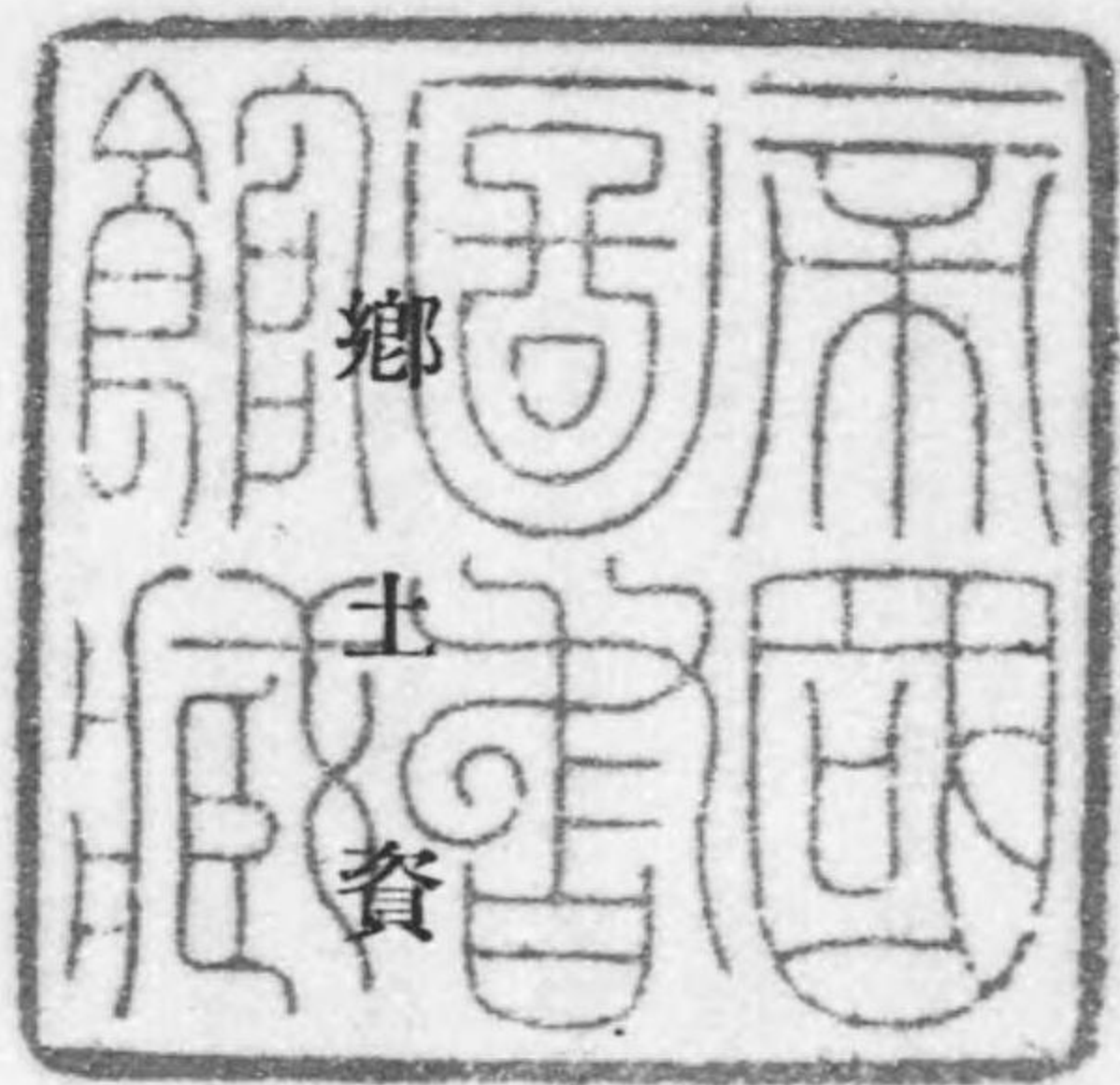
納本

郷土資料

修身之部



特208
52



料

修身之部

全





凡 例

- 一、本書は久留米初等教員會の事業として、高貴の御方々の郷土關係の御事蹟、並に既往の郷土出身者或は居住せし事のある人物の中、本市小學校修身科教材として適當な人物事項を教師の參考用として列記したもので、各人名下の括弧内に其主眼とする徳目を配してゐる。
- 一、本書は各人の全傳ではなく、郷土人物の性格・行爲等の中特に徳目に副ひ得る点のみを摘出記述したものである。但し時代觀念を没却しない意味に於て特に重要な年月等は是を附する事とした。
- 一、配列は高貴の御方々を頭卷に、其他は凡そ 教育に關する勅語に示された徳目の順を追うた積りである。
- 一、女子教材に就ても意を用ひたのではあるが、從來原據となるべき文獻上に遺された人物事項の甚だ少ないのが遺憾である。従つて本書中にも僅に數項を採

用してゐるに過ぎない。

一、人名を呼ぶに諱・通稱・雅號等を混用してゐるが、是は世上最も呼び慣はしたのを用ひたからであり、地名は其當時の稱を用ひるのを本體とし、それが現稱と紛らはしきものに限り括弧中に是を並記した。

一、人物によつては尙書くべき幾多の事柄が残つてゐる。併し其等の全部を盡す事は到底容されない事であり又斯くする事が本書編纂の目的でもない。故に只其梗概に止め尙深く研究せんとする人の爲に各項末に参考書目を附記した。但し其内(全)とせしは其書冊中の關係事項は全部本文中に網羅せる事を示したものである。附録として参考書目録を附したのも前述の目的を達する爲の物である。只非賣品で容易に入手し得ないの、多いのが遺憾であるが、地方出版物の特質として止むを得ない點を諒察せられたい。

昭和拾年晩秋

久留米初等教員會
郷土研究修身部委員

井	倉	元	豊	小
上	富	吉	福	山
正	了		重	
記	一	清	孝	茂

山本周平	(家道)	六三
森嘉善	(信義)	六七
有馬豐氏	(質素)	六九
有馬賴永	(恭儉)	七三
有馬賴利	(寬容)	七五
緒方春朔	(博愛)	七七
牛島彌平	(右同)	七九
稻次正誠	(果斷)	八〇
樺島石梁	(智德)	八三
丹羽頼母	(公益)	八六
笠九郎兵衛	(右同)	九〇

檜橋奎左衛門	(右同)	九二
岡野左源次	(右同)	九四
有馬頼鐘	(研究)	九五
坂本元藏	(右同)	九七
田中久重	(發明)	九八
井上傳子	(右同)	一〇一
大塚太藏	(右同)	一〇三
川崎峯次郎	(右同)	一〇四
小川とく	(殖産)	一〇五
國武喜次郎	(右同)	一〇七
淡河正範	(修練)	一〇八

牛島 謹爾 (努力) :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	110
倉田 雲平 (右同) :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	114
廣津 藍溪 (感謝) :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	115
刀池 忠右衛門 (忠實) :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	117
宗像 小文太 (至誠) :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	120

附 録

参考書目録 :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	133
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

郷土資料 修身之部

郷土の光榮

我が久留米市には明治以降 天皇陛下・皇太子殿下の行幸啓を首め奉り、屢々高貴の御方々の御來泊を辱うしてゐる事は他に比類なき郷土の誇として我等の感銘措く能はざる所である。今其の概要を謹記して此の光榮を偲び奉る事とする。

明治天皇

明治四十四年陸軍特別大演習が筑紫平野を中心として舉行せられ、畏くも西陲の我が郷土に鳳輦を迎へ奉る事を得るとの欣ばしい通報を受けた本市では、老も若きも指折り數へて此の千載一遇の御盛儀を拜し得る事を感泣しつゝ、萬端の準備

を整へた。而して中學明善校は行在所に、久留米高等女學校は統監部に、南薰尋常小學校は非常御立退所及御中食所に御使用内定せられ、久留米商業學校は外國武官の宿舍に充てられる事となり、今や諸般の施設も全く成つて只管聖駕の御恙なき御到着を鶴首して待ち奉るのみとなつた。

斯て十一月七日午前九時五十分 天皇陛下には大元帥として東京宮城御發輦、御途中静岡御用邸・姫路偕行社・三田尻なる毛利公爵邸にて玉體を憩はせ給ひ、十日午前十一時三十分下關停車場御着車、程なく御召艦初加勢に移らせられて午後零時五十分門司鐵道棧橋に御安着御上陸假休憩所に入御の後、同一時三十分徳大寺侍從長以下の供奉員を従へさせられ、同一時四十五分門司驛御發車、同四時二十五分瑞雲天に漂ひ祥光地に満つるの時、我が郷土に最初の玉歩を印し給うたのであつた。驛頭には先着の統監部員を初め肅然として低頭整列せる裡を、陛下には御機嫌いとも麗はしく奉迎大綠門を御通過、大本營と定められたる縣立中學明

善校に御恙なく御着輦遊ばされた。去る明治三十五年十一月、陸軍特別大演習御統監の爲熊本へ行幸の砌、御通過遊ばされた事があつてより十年振り、此の榮ある行幸を目のあたり拜し奉つた萬民は何れも抃舞して感喜の至情は實に溢るゝばかりであつた。

金風玉露筑肥の山野に満ち、菊花は黄に楮葉は紅に、秋色方に闌なる十一月十日より特別大演習は舉行せられた。抑も此の大演習は長くも 大元帥陛下御統裁の下に、參謀總長陸軍大將奥保鞏をして専ら之が參劃に任せしめられ、參加部隊は第十二師團（師團長陸軍中將安東貞美）、後備混成第十二旅團（旅團長陸軍大佐竹上常三郎）、第六師團（師團長陸軍中將梅澤道治）第十八師團（師團長陸軍中將大迫尙道）及交通兵旅團の一部であつて、是を南北兩軍に分ち第六第十八の兩師團を南軍、第十二師團及後備混成第十二旅團を北軍とし南軍司令官は陸軍大將長谷川好道、北軍司令官は同川村景明に仰せ付けられた。

大演習開始の日たる十一日 大元帥陛下には午前八時四十五分大本營御出門、久留米驛より汽車に乗御、八女郡羽犬塚驛に御着あつて直ちに演習地に臨御あり親しく演習御統裁の後午後一時四十七分大本營に還幸遊ばされた。翌十二日は風雨の爲演習地への行幸は御見合となり、十三日は午前八時四十分大本營を出でまして三井郡節原村(今の東櫛原町)筑後川放水路附近に於て演習御統裁、終つて同十一時五十八分還御遊ばされた。十四日は大演習最終の日として 陛下には午前七時三十五分大本營御發輦、久留米驛より宮廷列車に召させられて同四十九分荒木驛に着御あり、八女郡下廣川村大字藤田なる御野立所登御御統監、奥參謀總長は演習終了の御允許を奏上すれば 陛下には鹵簿肅然として荒木尋常小學校へ臨御あり、正午御晝餐あらせられて午後一時より同校前畑地にて大演習の御講評を行はせられ、同二時三十九分久留米着御、御機嫌麗はしく大本營に還幸遊ばれた。十五日は大演習參加部隊の觀兵式を第十八師團練兵場(牟田山練兵場)にて行はせ

られ、午前十一時同所御發輦南薰尋常小學校の御休憩所に行幸あらせられて御晝餐を召させられ、尋いで午後三時三井郡御井町工兵第十八大隊作業場なる大宴會場に臨御、四千の諸員に宴を賜はり龍顏殊に麗はしく玉盞を舉げさせられ、同四時十五分大本營に還幸あり、十六日 陛下には徳大寺侍從長以下の供奉員を隨へられ儀仗騎兵の奉送喇叭吹奏裡に天顏麗はしく、小森野放水路にて發する百一發の皇禮砲、中空に彩發する煙火の響の中を、午前八時五分久留米驛御發車還幸の途に上らせ給ひ、十九日午後四時二十五分御恙なく東京新橋驛に御着車、夫より宮城に入らせ給うた。

久留米大本營に御滯泊中、此の光榮に感激する市民は或は旗行列に提灯行列に或は郷土生産品の獻上に赤子の至情を捧げ奉り、陛下には御軍務御繁多の折にも拘らず、或は實業御獎勵の御思召により本村並に國武久留米耕工場・つちや足袋工場等に侍從を派遣せしめられ、或は莊島町三谷有信等の實業功勞者を召見あらせ

給ひ、或は舊久留米藩主有馬頼種・同頼永に各従三位、同藩士樺島勇七(號石梁)に正五位其他三十三人に贈位及叙位の御沙汰恩賞あり、久留米市へ金參千圓、南薰尋常小學校に同壹百圓其他大演習關係の各公共團體・學校・舊藩主等へ金品を、通外町平山チカ(九十三年八月)外九十歳以上の高齢者へ御菓子料の御下賜があり、尙中學明善校其他の御座所御用品等に對しては其儘御下賜の優渥なる御沙汰を蒙つたのである。

大本營跡

縣立中學明善校内敷地約七百五十坪の内に、御居間十八坪二合・御召替の間十三坪半・御次の間八坪・御湯殿三坪七合五勺外に御廁を備へた六十一坪半の建物があつて、當時の御下賜品たる机十四脚・提灯臺四個・雪洞八個を藏し、結構簡素にして庭園の瀟洒たる、人をして 天皇の御盛徳を偲び奉り自ら敬虔の念に打たれしめる。此聖蹟は從來特別の許可を得たる者のみに拜觀を許されてゐたが、昭和二年南方街路に面した塙垣を毀つて新に冠木門を設け、同年十一月の明治節より日曜・祝祭日の翌日を除き不敬にわたらざる限り毎日拜

觀を許されることとなつた。同六年十一月 天皇御臨幸二十周年に方り、本市京町出身の小倉敬止は縣の諒解を得て此門内に高さ八尺五寸幅二尺三寸厚さ一尺五寸五分重量四千五十斤の綠泥片岩(通稱野北石)を以て、元帥東郷平八郎の揮毫に係る「明治天皇大本營跡」とせる記念碑を建設し、尋いで同年十一月二日文部省告示第三一二號を以て 明治天皇御聖蹟と定められたが、尙同日附南薰尋常小學校なる行在所、東櫛原町小森野御野立所等も同様の指定を受けた。

皇太子殿下

明治三十三年十月、皇太子嘉仁親王殿下―後の大正天皇―九州地方御巡啓の際當市へも行啓あらせられ、三井郡合川村市ノ上なる有馬家別邸を御泊所に充てさせられて廿三日御一泊、翌廿四日御發途あらせられる事となつた。

殿下には此月十九日、門司より御召列車にて小倉市御着一日御滯泊、廿一日鐵

路御西遊の折久留米驛にて九分間御駐車、構内奉迎送者に御會釋を賜うて熊本に向はせられたが、同廿三日午後三時五十四分着の上り列車にて愈々本市へ行啓遊ばされた。

此日や朝來天高く氣澄み、榮光は普く山河に輝き渡るの時、殿下には脊廣服に中折帽子を戴かせられた清素の御装にて、黒田東宮武官長以下を従へさせられ御降車あり、御機嫌麗はしく御召の腕車に移らせられ、路傍に堵列する無数の奉迎者に御會釋を賜ひつゝ、京町・兩替町を経て篠山神社に行啓あらせられて同四時十分巽櫓跡に設けられた御休憩所に入らせられ、四邊の風光を賞し給ひつゝ、黒田武官長を通じて附近の古蹟を御下問あらせらるれば、三谷有信は謹んで大原戦争の事など詳細に言上した。同二十五分鶴車は同神社を出で兩替町・片原町・通町・通外町・枳木橋を経て市ノ上の御旅館に成らせ給うたが時正に午後五時、此日特に丸尾侍従を遍照院に御差遣あらせられて高山彦九郎の墓を弔せしめ給うた。

翌二十四日午前八時十分、殿下には御泊所を御出發あらせられたが、此日は海軍少佐の御軍服を召させ給ひ御胸の邊りには目眩き計りの綬章の輝けるを拜した鶴車は筑後河畔の長堤を快く軋り、宮陣の船橋を渡らせ給うて宮陣神社に御參拜あり、將軍梅の故事など御下問あらせらるれば佐々木視學は之に奉答した。斯て郡民の願を納れさせられて畏くも御手づから一株の松樹を植ゑさせ給ひ、それより南薫町・通外町・通町・片原町・兩替町・京町筋を御通過、午前九時久留米驛より御乗車あらせられ、佐世保に向て御出發遊ばされた。

攝政宮殿下

大正九年四月、攝政宮裕仁親王殿下―今上天皇陛下―御微行にて九州御巡啓仰出され、其御途次我が市にも行啓あらせられた。

殿下には同月六日午前九時博多驛御發車、同九時五十五分久留米停車場御着、

御召自動車にて同十時二十分久留米偕行社へ御臺臨御小憩の後有資格者に謁を賜はり、終つて師團長代理は師團の歴史を言上し、其より更に牟田山原頭嚙曉たる「君が代」の喇叭響く練兵場に成らせられて御車上より順次御閱兵あり、明治天皇御野立所前に設けられた白砂の御座に御起立あつて歩兵第四十八聯隊を先頭に各部隊の分列式を行はせられた。尋いで各部隊の聯合演習臺覽後再び偕行社に御歸還、御晝食を召されて立花伯爵家並に五條男爵家藏の遺物・古文書等臺覽あり、引續き渡邊村男は五條氏勤王の事績を御聞に達した。終つて午後一時五分同所御出發、沿道庶民堵列奉送裡を自動車にて久留米驛に向はせられ、同一時廿五分御召列車にて福岡なる御泊所に御還啓あり、御途中二日市驛に御下車あつて太宰府神社・觀世音寺・都府樓趾等を御巡覽遊ばされた。

此日殿下には特別の思召を以て久留米聯隊區司令部に御附武官濱田少佐を、國幣大社高良神社及中學明善校に甘露寺侍從を御使として御差遣あり、又本市に對

して金子二百圓を御下賜遊ばされた。尙殿下當縣下行啓に就きて本市よりは籃胎漆器の硯匣及手文庫を獻納し、又市民よりも郷土生産品若干点を獻上した。

秩父宮殿下・同妃殿下

今上天皇の皇弟秩父宮雍仁親王殿下には畏くも陸軍大學校學生の御資格を以て御學友十四名と共に昭和五年盛夏三伏の炎暑を冒して三週間航空術御練習の爲太刀洗飛行聯隊に御入隊遊ばされるに當り、淑徳高き妃殿下を伴はせられて吾が久留米市に御滯留遊ばされる事となつた。本市では此の光榮に恐懼感激措く能はず直に萬端の準備に着手し御泊所と定められた櫛原町石橋正二郎方では純日本式平屋建の清楚雄麗な建物を新築して只管に兩殿下の御成を待ち奉つた。

斯て殿下には七月廿二日妃宮御同列御微行にて東京驛御發車、神戸より御乗船にて廿四日泉都別府に筑紫路の第一歩を印し給ひ、夫より熊本・三角を経て島原

に航せられ温泉の仙境に四日間を御静養の後、三十一日同地を出立せられて諫早驛より御發車、午後六時十七分久留米驛に御下車遊ばされた。此時殿下には鼠色脊廣服に麥稈帽子の御輕裝、妃殿下には藤色の御洋裝に薄コバルトの帽子を召され、前田事務官を首め其他の隨員を従へさせられ驛前より自動車に召され沿道に堵列する民庶に一々御會釋を賜ひつゝ、同廿九分櫛原町なる石橋邸に入らせられた。翌八月一日午前八時十五分、殿下には陸軍大學生として淺見御附武官只一人を隨へさせられ御軍裝にて第十二師團司令部に成らせられ金山師團長に飛行隊御入隊の御申告あり、夫より太刀洗飛行隊へ向はせられ、堵列兵御親閲後將校集會所の貴賓室に入らせられ、御小憩の後直ちに所定の勤務に就かせられた。翌二日より廿二日まで毎日の御通勤は自動車にて御泊所より櫛原町五丁目を右折し東櫛原町より國道に出でさせられ、北へ小森野放水路を越し鳥栖町に出で田代より右折して小郡、松崎を経て飛行隊に至るの御順路で、御歸館の時も往路と同様の御道

順であらせられた。而して殿下の御勤務は他の大學生と共に聯隊長を首め白石・眞壁兩中佐以下御指導申し上げたが、殿下には終始御熱心に御研究あらせられ、技術の御熟練は勿論軍規に就ても御躬ら範を將卒に垂れ給うた御盛徳には、横山聯隊長もいたく敬服申したと云はれる。

兩殿下三週間御滯泊中軍務御鞅掌の餘暇に、或は學藝・体育・産業等御獎勵の御思召により、或は地理・歴史御探究の御目的を以て各所に成らせられたが、其主なものは八月三日中學明善校なる明治天皇の大本營趾を訪はせられ更に同校々庭に於ける中等學校九校選手の陸上競技大會に臨ませられ、尋いで篠山城頭に御成あつて石原市視學の言上せる筑後平野に於ける吉野朝時代の史實を御聽取遊ばされたのを初め、同五日は日本足袋會社に、六日妃殿下は久留米高等女學校に、十日は兩殿下春日原・太宰府等へ、十一日には大原古戰場御踏查後偕行社にて士官學校同窓生に晚餐を賜ひ、十二日國武緋工場へ、十四日八女郡日向神山へ、十五日

妃殿下に御無聊御慰の爲久留米幼稚園の童謡舞踊を臺覽に供し、十六日殿下は偕行社にて將校全員へ御賜餐あり、十七日は兩殿下水郷日田へ、十八日は妃殿下太刀洗飛行隊御見學、二十日妃殿下は急行電車にて福岡に御成ありて箱崎・香椎兩宮に御參拜あらせられた。

斯て八月廿一日午後御泊所御發あり、御途中水天宮御參拜の上御名殘を惜む幾萬の市民に一々御會釋を賜ひつゝ、同二時三十分久留米驛御發車、鳥栖驛より自動車にて佐賀縣佐賀市へ成らせられ同五時三十七分同驛御發、翌二十二日午後八時兩殿下共御恙なく東京驛に御着遊ばされた。

兩殿下御滯泊中久留米市よりは「筑後國史」「久留米市寫真帳」及「籃胎漆器の花臺遠茶棚を献上し、久留米高等女學校は「奉迎和歌集」を、久留米實修女學校は刺繡額を、筑後史談會は「眞木和泉守遺文」「樺島石梁遺文」「高山正之江戸日記」を捧呈し、久留米初等教員會よりも學童の圖書帖を臺覽に供した外、會社・組合又は個人よ

り地方物産を獻納したが、兩殿下に於かせられても産業御獎勵の思召を以て福岡縣特産品並に筑後製産物の主なるもの數十点を御土産として御買上遊ばされた。

小松宮殿下

小松宮彰仁親王殿下には其妃殿下が舊久留米藩侯有馬頼成の御息女に渡らせらるゝ御縁故に依つて、九州地方御成の際には必ず我が市へ御立寄なされ、市外合川村市ノ上なる有馬家別邸に御滯泊あらせられるを例とせられてゐた。

明治三十年十一月、第五第六兩師團聯合演習に際し當時參謀總長にあられし殿下には同月十六日皇族御附武官歩兵中尉久松定膜其他を隨へられ門司御上陸、汽車にて福岡に御成り御一泊あり、翌十七日朝演習地に向はせられ演習御統監後各地御巡察、月末には沖繩縣に赴かせられ十二月二日熊本縣三角港御上陸熊本御視察後六日久留米御着あり、直ちに腕車に召されて市外市ノ上なる有馬家別邸に入

らせられたが、七日午前には久留米第四十八聯隊御檢閲、午後は篠山町なる赤松社工場御巡視後篠山神社に御參詣あり其より中學明善校に成らせられた。八日は福岡營成御巡視、九日には八女郡下廣川村にて舉行した中學明善校生徒の發火演習を臺覽あり午後は櫛原町萃香園なる舊久留米藩民の歡迎晚餐會に臨ませられ翌十日午前に市民の熱誠罩めし御見送の裡に御歸京の途に就かせられた。

同三十五年十一月 明治天皇第六師團大演習御統監の爲肥後へ行幸の折、殿下には同九日御供五十君弘太郎以下を隨へられ御先發として御來米、市ノ上別邸に御一泊、翌日熊本に向はせられたが、同十六日殿下には 大元帥陛下を門司迄奉迎遊ばされ再び市ノ上別邸に成らせられ舊米藩の民情を御視察なされたが此時別邸の庭内に二株の松樹を御手栽遊ばされ、同十九日御歸京の途につかせられた。

同三十六年二月十八日、殿下には御薨去遊ばされたが、同三十九年十一月同大妃殿下御來米の砌にも同別邸内に松樹の御手栽を御願した。地方人士は感激の極

翌四十年八月廿五日、久留米市及三井郡の共同事業として小松宮殿下並に同大妃殿下御手植松の記念碑を同別邸庭園内に建設して永く兩殿下の御高風を偲ぶ事とした。

小松宮大妃殿下

舊久留米藩主有馬頼威の姫君にて小松宮彰仁親王殿下の御息所と爲らせられた頼子殿下には、明治三十九年十一月御祖先の靈廟御參拜の爲御來米遊ばされた。殿下には此月十三日午後二時十分久留米驛御着官民多數の歡迎を受けさせられ、坪井家令を首め家従・女中等を隨へられ腕車にて同二時五十分市外市ノ上有馬家別邸に入らせられた。斯て十四日午後には水天宮・梅林寺・篠山神社に御參詣あり、十五日は福岡地方御觀光、十六日は素盞鳴神社に御參拜、終つて久留米高等女學校に臺臨あつて生徒の運動競技等を御覽遊ばされ職員及生徒に御菓子料を賜つた。

十七日は太宰府天満宮に、十八日は宮陣神社に御参詣、十九日には舊米藩内一市四郡の招待により櫛原町萃香園に成らせられ大廣間にて奉迎者一同に御詞を賜うた。

其後篠山神社の祭典・梅林寺の法會等を營ませられ、同廿四日午前九時市ノ上別邸御出門御歸京の途に就かせられ、名残を惜んで沿道を埋める奉送者に御會釋を賜ひつゝいと御満足の御面持にて同九時廿七分上り列車に御搭乘、思出深い久留米の地を出發遊ばされた。尙殿下御滯泊中高良神社並に遍照院なる高山彦九郎の墳墓には坪井家令をして代拜せしめられ、又舊米藩領内一般小學校基金として金子五千圓を御下覽あり、世道人心を善導し給うた御高德には士民何れも感激の涙を灑がぬ者はなかつた。

閑院宮殿下

大正四年五月、閑院宮載仁親王殿下には第十八師團管下檢閲使として御西下あり、同月十日福岡共進會に臺臨、翌十一日久留米御成、細工町青々館に御宿泊あり、爾後毎日師團司令部を初め各部隊の設備・經理・勤務狀態或は教練演習・現地講話等につき十數回に互つて精細に御檢閲あらせられ、廿九日當地御發佐賀へ向はせられた。

其後殿下には同八年十一月、師團對抗演習御見學の爲御來米あり、京町永松角三郎方へ御宿泊遊ばされ、翌九年十二月三日より七日朝に至る將官演習旅行御見學の爲、久邇宮殿下・梨本宮殿下と共に御來米、櫛原町野口波四郎方に御滯泊遊ばされ七日午前梨本宮殿下と共に久留米驛御出發熊本へ向はせられ、御途中木葉驛に御下車あつて西南の戦蹟など御視察遊ばされた。

次に昭和五年三月下旬、日本赤十字社福岡支部總會に臨ませられ更に地方産業御獎勵の思召を以て我が筑後へも成らせられた。本市には同三十一年午前、急行

電車久留米停留所より自動車にて市廳舎に入らせられ貴賓室に御小憩の後石野市長等に謁を賜ひ、尋いで市長は久留米市勢概要の言上書を捧呈した。終つて商工會議所内に陳列せる郷土物産御巡覽後戦車隊御視察、夫より八女郡日向神山御探勝後後征西大將軍宮御墓御參拜、御歸途同郡黒木女學校に御成あつて蠶糸業大會臺臨の爲熊本へ向はせられた。

伏見宮殿下

明治四十一年十月二十日、伏見宮博恭王殿下には熊本・長崎地方武徳會臺臨の途次御來米あり、細工町青々館に御宿泊遊ばされ翌日御出發あらせられた。

其後殿下には佐世保鎮守府司令長官として御在任中、大正十三年七月十六日午後、鳥栖驛より自動車に召して太刀洗飛行隊に御成あり、飛行演習御視察の後折柄の雨を冒して久留米に向はせられ布屋旅館に御宿泊なされたが、此日一家より

三人の海軍々人を出した小頭町辻茂平を召されて有り難き御詞を賜うた。翌十七日は第十八師團偕行社へ御成あり將校下士の撃劍及歩騎砲兵の聯合演習臺覽後午前十時半八女郡福島町に赴かせられて同地に於ける海軍兵簡閲点呼狀況御視察を終へさせられ羽犬塚驛より御乗車御歸任遊ばされた。

朝香宮殿下

賀陽宮殿下

大正六年五月十六日、朝香宮鳩彦王殿下には第十八師團管下動員事務御視察の爲、御附武官陸軍歩兵少佐池端清武其他を隨はせられて當市に成らせられ篠山町有馬家別邸を御旅館に充てさせられた。十七日は歩兵第四十八聯隊・高良神社・赤司廣樂園、十八日は輜重第十八大隊・高良臺演習・つちや足袋工場・水天宮、十九日に中學明善校・師團司令部・聯隊司令部・宮陣神社・高山彦九郎墓等を御研究或は御

見學遊ばされ、二十日午前十時發汽車にて久留米驛より鹿兒島に向はせられた。次に同九年十月三十一日より十一月二日に亘り當市にて陸軍大學校學生參謀演習旅行の事あるや、殿下は同大學職員の御資格にて御來米遊ばされ、つちやたび合名會社倉田泰藏方に御宿泊あり、圖上戰術研究の際は市會議事堂を講堂に使用せられし關係上、殿下には三十一日午後六時市役所に御成あり、翌十一月一日再び御臨場あらせられた。

同十五年十一月十日より三日間に亘り、本市周圍の地域にて現地及圖上による陸軍大學參謀旅行演習が行はれたが、其時朝香歩兵大佐宮殿下は兵學教官として臺臨あり、白山町倉田泰藏方へ、騎兵大尉賀陽宮恒憲王殿下は學生として御參加あり布屋旅館に御宿泊あらせられた。十一日は久留米高等女學校講堂並に京町尋常小學校に御臨場軍事御研鑽、翌日再び女學校に成らせられて講評御聽取あり、御餘暇には女生徒の運動競技を臺覽あらせられ、賀陽宮殿下は學生及生徒を相手

に庭球を遊ばされた。斯て朝香宮殿下は偕行社より自動車にて鳥栖町へ、賀陽宮殿下は久留米驛より鐵路大牟田へ向はせられた。

久邇宮殿下

久邇宮邦彥王殿下の本市へ御成遊ばされたのは前後四回であつた。第一回は大正九年十二月將官演習に御參加の折で、閑院宮・梨本宮兩殿下と共に御來米あつて京町永松竹次郎方に御宿泊あらせられ、其翌年十月には工兵隊の筑後川架橋演習御見學の爲重ねて筑後路に御下り遊ばされ白山町倉田泰藏方に御宿を定められた其後同十二年五月には妃殿下の御里方なる鹿兒島の島津伯爵家を訪れ給ふ御途すがら、十六日朝、倪子妃殿下並に今や 皇后陛下に渡らせ給ふ良子女王殿下と、信子女王殿下とを伴はせられて久留米市に御立寄遊ばされ、第十八師團偕行社に御小憩の後其の北庭に四殿下合同の記念樹御手栽あり、夫より練兵場に成らせら

れて八機編隊の奉迎飛行・將校の高等馬術・三井郡學校女生徒一千名の旗體操等臺覽あり、更に産業御獎勵の思召にて商業會議所に成らせられ本市生産品御買上の後、葉櫻薫る篠山城頭の風光を愛でさせられ午前十時半頃久留米驛御出發熊本へ向はせられた。殿下最後の御成は同十五年九月將官演習の折で、廿八日白山町倉田邸御着、翌朝統裁本部たる久留米商業會議所に臨ませられ、演習計畫・圖上戰術等御研究の上午後御泊所に御歸還あり、爾後日々演習に御精勵あらせられたが偶々御微恙に罹らせられ數日を御靜養御平癒の上、十月九日朝久留米驛御發御歸京あらせられた。

梨本宮守正王殿下

大正九年十二月三日より五日間、久留米地方に行はれた福田參謀次長統裁の將官演習旅行に際し、肥筑に亘れる南北兩軍の戰術・用兵等御研究の爲、閑院宮・久

邇宮兩殿下と共に本市に成らせられ、苧扱川町(今の本町)川原權六方に御宿泊遊ばされ、七日朝閑院宮殿下と共に汽車にて熊本に向はせられた。殿下が川原邸に御滯泊中宿主は御辨當風呂敷として白羽二重の布帛を用ひたのを御覽あつて「贅澤なり、白木綿に取り替へよ」と仰せられ、又師團より御警衛の爲派出せる兵士及憲兵巡查等を「其要なし」と退け給うた御高德は市民の深く感銘する所であつた。

參考 久留米市誌。明治天皇と久留米。

高山彦九郎 (忠義)

高山彦九郎は延享四年上野國新田郡細谷村に生れた。年十三の時太平記を読み感激する所あり十八歳に及んで初めて郷家を出で廣く天下を周遊し各地の志士を訪うて忠君愛國の大道を説いてゐたが、寛政五年六月廿七日久留米の郊外櫛原村(今の東櫛原町)森嘉善の邸に自刃して相果てた、享年四十七、寺町遍照院に

葬つた。其屠腹當時の狀況は嘉善の筆になれる。「高山彦九郎正之自殺之記」に委しい。左に其全文を録する。

高山生諸國を遊歴し寛政三年辛亥年我が米府に來り、夫より九州の地を逍遙する事凡三年、初め豊前の小倉より米府に來りて新町一丁目萬屋金兵衛を主とす。一夜來りて余を訪ふ、關白公の自書の詩並に綠毛龜の圖を惠まる。夫より不日に諸國を遊行して薩州に居る事凡百日又癸丑の初夏米府に來りて余を訪ふて、三本松町袋屋三郎兵衛に宿す、余も亦永野十内と共に行て生を訪ふ、談話時を移す、生曰予故ありて俄に上京すと云々。而して別れ後行く所を知らず。同年季夏十八九日の頃、又旅裝の體にて飄然として來りて余を訪ふ。容貌常に殊にして指を以て齒を鳴らし、或は齒を切る。予怪みて問て曰く、足下衝逆の病ひ有るか、何故斯くの如くするや、答へて曰く、中暑に困む事甚しき故にしかり、因て脈を診して藥を與ふ、廿六日に至りて自ら記する所の遊記並に諸家の送る所の詩歌を水に浸して揉破ること急なり（一本此次に「揉破る有様實に狂氣とも云ふべかりし二十七日に及んで衝逆倍々甚だしく」の句あり）故に十内を呼び共に問ふて曰く、何故しかする事ありや、答ふ、予狂氣なりといふ

又指を以て齒を鳴らして止まず、二人又曰く、日頃力を盡し書き集めし遊記を一時に亡す事惜むべきの甚しきなり。吾か輩らに與へば必ず章を成さん。生曰く、予も又切に惜むべき事を知る、然れども是を與へば必ず予が恨みを遣さん、恨みをのこさんよりは寧ろ破らんには如かずといふて止まず。十内又問ふて云ふ、今足下の破る所を以て後世謀反と稱さば何を以て是を解かん、生これを聞て黙して破る事を止む、殘る遊記は又冊にして修む。時に婢藥を與へ飯を進む、皆飯終りて、十内は生の氣力良安きを見て家事を告げ歸る。余も亦席を退く事瞬息の間にして來り見れば、既に切腹しぬ。俄の事にて肩をも脱かず劍は手にあり。余を見て、主人くと呼ぶ、余進みて側に行きて問て曰く、何故に此のごとくなりやと、生曰く永野氏と足下とに一言遺すべき事有りといふ、即ち十内を呼び共に問ふ事初の如し、且遺言狀有りやといへば、即ち懷中より一紙を出し余に與ふ、開き見るに歌二首あり。

松崎の驛の長に問てしれ 心つくしの旅のあらまし

朽はてし身は土となり墓なくも 心は國を守らんものを

生曰く、余が日頃忠と思ひ義と思ひし事皆不忠不義の事になれり、今にして吾が智の足らざ

る事を知る、故に天吾を攻めて斯の如く狂はせしむ、天下の人に宜しく告げよと云々。二人曰く、國法なれば治療を加ふべし、劍を與へよ、狂氣と聞かば醫必らず恐れむ、生曰く、落命までは傍に置くべし治は辭せんといふ、しばらくにして余曰く、劍を奪ひ治療を加ふるは國の大法忽せにすべからざるものなり、劍を與へ治を加へざる時は予が違法の罪また大いなり、是に於て劍を與へ治を施さる事を許す。生東方に指して問ふて曰く、帝都並に故國此の如くやと、答て曰く、丑寅にも當るべきかと、是に於て席を改め拍手を打ち心念し終て談話始の如く、端座嚴然とし容を亂さず。其夜戌の刻斗りに至りて氣力衰へ倒れ伏す、時に檢使來りて問ふて早く、高山彦九郎何故に自殺せるやと云へば、狂氣なりと答ふ。又故國を問へば上州新田郡細谷村と云ふ、夫れり數々問へども對へず、檢使、生が貯ふ處の品物を閲見するに、諸國の名山・神佛・風景・忠臣・孝子の行狀・詩歌のみにして、少しも怪しむべきものなく、旅費歩判二十四片外に銀子並に錢わづかに貯ふ。夫より外療來りて、腸を納め治を施すといへども、素より治すべくも非ず。其夜七鼓の曉に至りて息絶えたり。公命に因て瓦棺に納め余が庭園に殮す、晝夜人をして守らしむ。江府の藩邸より上州新田の主に告げ貯ふ所の品も

のを舊里に送る。即ち(以下一本「生が親戚の者江府の邸に來りて國恩を謝し」の句あり)生が宗旨眞言なる事を告ぐ、因て同宗に葬らん事を命ず、是に於て久留米寺町眞言宗遍照院に葬らん事を請て、十月十一日同寺に於て葬る。諡して松陰以白居易といふ。翌年叔父劍持長藏來りて祭祀を修す。

参考 高山彦九郎傳。森嘉善傳。筑後志。久留米市誌。久留米小史。

眞木泉州 (忠義)

眞木泉州諱は保臣文化十年久留米瀬下町に生れた。家は代々水天宮の祠官で其祖先は平知盛から出てゐると云はれる。十一歳の時父を喪つて家職を襲ぎ廿歳にして京都に上り従五位下に叙し和泉守に任ぜられたので泉州と稱した。容貌魁偉意氣人を壓し國典漢籍に通じ、又武技に長じ詩歌音樂に至るまで之を學んだ。夙に皇室の衰微を慨き楠公に私淑して例年楠公祭を行つて其孤忠を偲んでゐた。嘗て會澤伯民の新論を讀んで感嘆し天保十五年三十二歳の時遊學の志を立て水戸に

赴き伯民の門に入つたが清國鴉片戦争の報に接し數日にして急ぎ郷里に歸つた。弘化四年三十五歳の時上洛して孝明天皇御即位の大典を拜し、三條・野宮兩公に謁して王政復古の策を陳べ、又長州藩主毛利敬親に會して其志を告げたが、以後専ら尊王攘夷の志を持ち政権の統一と國威の宣揚とを天下に呼號し卒先して勤王の大義を唱へた。

嘉永五年、大に藩論を定めて天下勤王の魁たらしめんとしたが、事敗れて水田天満宮祠官大鳥居信臣の家に幽閉せられた。信臣は泉州の實弟である。後其邸隅に一小屋を構へ山樞窩と稱へて此處に蟄居し、ひたすら讀書に従事し又附近の少年子弟を教育し、傍ら廣く天下の志士と氣脈を通じて回天の志は暫くも止まなかつた。筑前の平野次郎・出羽の清川八郎・豊後の小河彌右衛門・肥後の松村深藏・轟武兵衛・薩摩の有馬新七・橋口壯助・柴山愛次郎等遠近の志士が窃に訪ね來つて國事を談じてゐたが、文久二年泉州は十一年間の幽囚を破つて脱藩し肥後より薩摩

に行き次で京都に入つて大に爲す所あらんとしたが、適々伏見寺田屋の變に遭つて失脚し、大阪の藩邸に幽せられ遂に久留米に押送せられて禁錮せられた。

翌年藩主其罪を赦し引見して時勢を問ひ大に其議を讚したが、藩論の急變により同志十數人と共に三度囚に就いた。事京師に聞え内勅を下して救解せしめられたので、泉州は赦されて長州に赴き窃に毛利父子と議する所あり、次で京都に召されて學習院徴士に補せられた。泉州は攘夷親征制度改革に關し五事の献策をなし、又親しく聖上臨御の日に當つて勢の字數十を大書して之を進め、天下の事は勢に乗じて斷行すれば成らざる事は無いとの意を諷したので、天皇は覺えず微笑し給ひ、以後は事毎に泉州の言に耳を傾け給うて勅書布令の起草をさへ命ぜられるに至つた。同年八月、泉州は主として大和行幸の議を建てたが事前に臨んで蹉跌し、長州藩の禁衛を解かれ、三條實美以下の七卿は長州に遁れた、泉州も亦之に隨つて日夜其帷幕に參し在留志士の頭領となり大に藩論を激勵した。元治元年

保臣五十二歳の七月、久坂義助・中村圓太・入江弘毅等と連署して七卿の復職・長藩侯の入朝・攘夷の發令を禁闕に懇請したけれども道路梗塞して通せず、依つて長藩主は老臣福原越後をして兵を卒る上京し哀訴する事とした。泉州は此時濱忠太夫或は甲斐眞翁と變名し、各藩の浪士から成つた清側義軍の總管となつて同行したが、十九日鷹司邸に戦敗し、洛外天王山に退いて弟直人男菊四郎等を戒めて長州に還らしめ二十一日

大山の峯の岩根に埋めにけり わがとしつきの大和魂

と辭世の歌を遺し同志十六名と共に自刃した。死後三年其志は實現して王政は古に復り同志池尻葛覃の撰文に成れる「啓行志士之碑」は天王山上に建てられ、明治二年久留米舊藩主頼成は特に使番格を追贈し、同五年朝廷は永世祭祀料として年々現米十石下賜の御沙汰があり、同十七年有志相謀りて東京水天宮城内に紫灘神社(紫灘は泉州の號)を建設して其靈を祀らんとするや又内帑の金壹百圓を下賜せ

られ次で二十一年靖國神社に合祀せられ同二十四年正四位を追贈あらせられた。同四十五年舊米藩の有志は眞木保臣顯彰會を組織して泉州の五十年大祭を擧げ、又銅像を水天宮祠前に、記念碑を水田村の謫居地に建て、追慕の意を表した。

尙泉州の弟大鳥居信臣・馬場氏就・眞木直人・四男菊四郎・信臣の子信任等、父子兄弟叔姪擧つて王事に盡瘁した事は特筆すべき事である。殊に信臣・菊四郎は共に非命の刃に斃れた。孝明天皇が嘗て泉州の一族及び同志を稱して「西海の忠士」と宣つたのは誠に理ある事と云はねばならぬ。

参考、眞木和泉守。眞木和泉守遺文。久留米市誌(全)。西海忠士小傳(全)。

久留米小史(全)。大楠公六百年祭典記念。

佐々金平 (忠勇)

佐々金平諱は眞武久留米藩士である。幼より劍鎗銃砲柔術等の武技を修め又漢

籍を修めた。明善堂居寮生たること四年、時に藩内勤王佐幕の兩黨が不穩の色を現はしたので金平は慨嘆に堪へず、明治元年同志二十餘名と共に佐幕の主張者參政不破美作を斬り、首級と趣意書を携へて國老に自首し死を待つたが藩主は却つて其志を賞し罪を問はなかつたが、是より藩論は一變して勤王の論大に起るに至つた。同年七月金平は應變隊參謀となり、同年十月同隊を率ゐて函館に出張し、同二年四月松前立石野にて軍隊を指揮し奮戰賊軍を破つたが偶々銃丸胸部を貫いて戦死した、時に年二十五。渡島國檜山郡法華寺招魂所に葬つた。同年六月藩は祿を増して之を追賞し、又碑を旗崎招魂所に建て、朝廷は其靈を靖國神社に合祀し同三十五年十一月正五位を追贈あらせられた。

左は金平が戦地より父兄に寄せた訣別の書簡である。

一筆奉啓上候。先以中將様益御機嫌能被遊御座奉恐悅候、將亦御兩親様御初彌御機嫌能被爲入奉大賀候、私儀も是迄無異滯陣仕候處、漸四五日前先鋒隊進撃、一昨日江差(蝦夷)を容易

に乗取、今日俄に百人文進撃に付乍不東私儀百人と共に進撃仕候に付、御暇乞迄倉卒に認申上候。在陣中之事情は千緒萬端筆頭難盡、活殘候者に御尋可被下候。申迄も無御座候得共、鴻大之君父之御惠奉報候は斯時と覺悟仕候間、必ず未練之働は仕間敷乍憚御安心可被下候私儀は己に一年餘之命を貪居候に付討死仕候迎御嘆は必ず御無用に奉存候。此段申上度餘情尙餘御座候得共此外は御察可被下候。恐惶々々再拜謹言

四月十一日(明治二年)

金平

父上様

兄上様

二白 幾久敷御壯健之程奉萬祈候

かしの實の一つのみをば我君と 父と母とにさゝげ奉らむ

参考 西海忠士小傳(全)。久留米市誌(全)。久留米藩出兵記念編。關東出張日誌。

猪田正吉(忠勇)

猪田正吉は久留米藩士猪田重秀の長男である、五歳で父を喪ひ以後は専ら母の

手により育てられた。十一歳にして小學校を卒へたが貧困のため他より學資を仰いで久留米中學校(中學明善校の前身)に入り刻苦勉學、漸く業を卒へて高等小學校の教員となつたが、間もなく辭して大阪に赴き放浪數年、會々荒尾精が日清貿易研究所を上海に興して生徒を東京で募れる由を聞き、決然として東上し考試に合格して校費生となり、一行に従つて上海に赴き苦學力行、三年にして業を卒へ日清商品陳列所に職を奉じた。幾程もなく征清の役起り、正吉は同所の事務經營の傍清兵の動靜軍艦の出入等を査察して之を本國に報道するの任に當つた。八月末召されて歸朝し大本營に至り、九月陸軍通譯官を拜命し第二軍參謀附となり鐘崎三郎(三瀨郡青木村の産)山崎羔三郎(鞍手郡の産)と共に特別重任を命ぜられて十月從軍出征、盛京省花園河口より上陸した。

是より先軍議は先づ沿岸の敵狀を探らうとして其人物の撰定に困んでゐた。正吉は山崎・大熊(名は鵬浮羽郡船越村の産)等の諸士と共に奮つて其任に當らん事を請うた。依つて我軍は一夜水雷艇を放つて漁舟を捕へ、漁夫の衣服を剥ぎ取つて是を着せ、三人をして清人に紛裝し闇に乗じて上陸せしめた。此時に當り敵軍の警防は最も嚴密で所在の津浦には周ねく兵を配置し監守して旅客を査察し、又重賞を懸けて我諜者を捕へしめんとし、且つ豫め研究所各員の寫眞を配布して捕縛に便ならしめて居た。三士は苦心慘憺、幾度か危難に頻し僅かに虎口を遁れて上陸する事を得、それより正吉は獨り深く太孤山方面に向つて出發したが、遂に其消息を絶つた、時に年二十六。

後我軍は遼東一帯の地を占領し、同じ目的の下にて殉難した山崎・鐘崎・藤崎(名は秀、鹿兒島縣人)等の遺骸は之を得て葬つたが、獨り正吉の屍は遂に得る事が出来なかつた。蓋し蠻兵に捕へられ虐殺の悲運に遭つたのであらうと云はれて居る。明治廿八年官命により四月十五日を以て死節の日と爲し、此日其靈は靖國神社に合祀せられ同廿九年七月弔祭の資二十五圓及遺族扶助料一百圓を賜はつたが、卅

三年十二月更に二千四百圓を賜つて其功烈を追褒せられた。後久留米護國團は正吉の誕生の臍緒を寺町徳雲寺に（井上傳女墓の右前）埋めて一基の墓碑を建てた。正吉は資性温厚志氣堅忍、其研究所に在るや課餘を以て雑役に服し、事あらば自ら難を選び易を人に譲つた。而して學業は優秀操行は端正で、師友大に愛重して深く望を囑してゐたと云はれる。

左は其重大任務を帯び將に出發せんとする時に當り母に寄せし書信である。

小子事、先日鳥渡御知らせ申上置候通、抜群の働き做し度考にて段々其任務に就き願出置候處、幸に至誠透徹、去五日辭令書拜受仕候、尤も辭令書付陸軍省雇通譯官にして、普通の人と異なる所無之も、小子並に山崎・鐘崎氏の三人は第二軍司令部付通譯官八名中特待を受け、特別重任を命せらるゝ事と相成申候、男子の本懐無此上、今は國家の爲め一死尙惜からず存じ候。此上は唯大功を奏するか、又は其途に斃るゝかの二途の外無之候得者、皆々様御喜可被下候。生死は天命にて人爲の如何とも難致候へ共、屹彼凱歌を奏し錦衣故郷に歸るの日を御

待可被下候、好し命數已に盡き死し候共、祖先より傳へ受けたる日本武士、決して犬死は不致見事櫻と散りて芳名を萬世に遺すべく候。御安心可被下候。

參考 猪田正吉墓銘(全)。久留米市誌(全)。烈士の面影(全)。同窓殉國勇士略傳(全)。

梶村文夫 (忠勇)

梶村文夫は明治十四年久留米篠山町に生れた。小學校を卒へ明善校に學び更に東京にて日比谷中學校を卒業し、同三十三年江田島海軍兵學校に入つて勉學三年校を出で、海軍少尉候補生となり嚴島艦に乗組んで遠洋航海の途に就かうとしたが、此時日露の風雲は愈々急を告げ俄かに戦闘艦初瀬に轉乘を命ぜられた。

同三十七年二月九日、我が聯合艦隊は露國の東洋艦隊を旅順口外に撃破し將に凱歌を奏して旋らんとする一刹那、偶々敵の巨彈は軍艦初瀬の艦尾に中つて炸裂し、文夫の下腹部より左腎骨盤を貫き陰部を奪ひ去つた。傍に在つた園田少尉が

之を扶け起さうとすれば「大丈夫々々」と叫び、給仕が文夫を脊負ひ療室に入れば斯る重傷に少しも沮まない文夫は給仕に向つて「俺の罌丸を拾つて來い」と戯れた。軍醫は繃帯を施し看護卒に命じて其靴を脱がせやうとすれば「靴を脱ぐな、俺は再び任務に就くのだ」と云ひつゝ、蹠踵として立ち上らうとした。然し出血甚だしく神氣漸く衰へ、軍醫に向ひ「有り難う」と一言を残して瞑目した、時に年二十四。同月十六日海軍墓地にて火葬に附し遺骨は三瀨郡鳥飼村(今の梅満町)なる郷里に届けられ、同二十日村人及久留米市有志は相謀つて式場を長門石村(今の長門石町)に設けて盛大なる葬儀を行ひ、次で寺町久光寺(宗安寺所管)なる先塋の墓側に葬つた。同年三月二日 詔して其忠勇壯烈を嘉し從五位を贈られ且遺族に金千百圓を賜つた。

名もはつせ戦もこれがはじめなれば おくれはとらじ君のみために
とは文夫が戦に臨む前夕其決心の程を詠じた和歌である。

参考 梶村文夫墓銘(全)。久留米市誌(全)。殉國勇士略傳(全)。

爆彈三勇士(忠勇)

昭和六年秋滿洲事件が勃發して以來、南方上海方面の排日的暴舉は相次いで起り形勢は日々に悪化した。翌七年一月に至つては支那兵は我海軍陸戦隊に發砲し居留同胞の生命財産は愈々危険に瀕して來たので、我は陸軍出動の已むなきに至り、混成第二十四旅團は先發部隊として下元少將之を率ゐ、吳淞附近に上陸し一舉に廟巷鎮及客家宅の敵壘を奪取しようとした。廟巷鎮は上海を去る北方約十軒の地点に在り、客家宅は其南方に在る部落である。上海・吳淞間なる敵陣地の略中央に位し、附近一帶溝濠多く自然の要害を形成せる上に、約一箇月を費して構築した堅固な敵壘には鐵條網を張り廻し、外濠を拵へ側濠を設け機關銃の設備が完全であるので、是等の障害物を破壊しない限り、如何に精銳無比の皇軍でも突

撃を敢行する事は決して出来ない状態となつてゐた。

四二

下元旅團は二月二十二日午前五時三十分、森田大隊（大村歩兵第四十六聯隊所屬）をして客家宅方面を、碓大隊（福岡歩兵第二十四聯隊所屬）をして廟巷鎮方面を奪取すべき事を命じ、工兵中隊（久留米工兵第十八大隊所屬）をして各方面なる敵陣地鐵條網に突撃路を開設すべき事とした。命を受けた松山工兵中隊長は、第一小隊を森田大隊方面に、第二小隊は碓大隊方面に協力すべき意圖を決し、作業の重要性に鑑み三十六名の選抜兵を以て二個小隊の決死の破壊隊を編成した。

敢行の期は迫つた、各組各一個宛の急造破壊筒を携へた隊員を、第一小隊長大島少尉は三組、第二小隊長東島少尉は第一班三組、第二班（豫備班）二組合せて五組を率ゐ、雲霧低迷残月を鎖し四顧暗澹たるに乗じて進發した。大島小隊は決死的爆破作業が幸に成功し、森田大隊正面に豫期の如く三條の突撃路を開設したので、大隊は雪崩を打つて突撃し客家宅の敵陣地を占領する事が出来たが、廟巷鎮

方面に於ける東島小隊第一班は三組共頑強なる敵の抵抗に遭つて殆んど全滅の悲運に陥つた。班長馬田軍曹は奮躍自ら手榴彈を投じ敵の狼狽せる隙に乗じ鐵條鉄を以て其一部を破壊した。時に天色は漸く白まんとして來た。小隊長は形勢の不利を見て更に豫備班に命じて強行破壊を企てた。班長内田伍長は直に令を部下の二組に下した。組員は即ち破壊筒の導火索に點火するや否や是を抱いて敵彈雨注の間を轟進し、第二組は幸に破壊筒を鐵條網に挿入後僅かに後退する事を得たが第一組なる一等兵北川丞・同江下武二・組長同作江伊之助の三士は強行突進の途中北川一等兵敵彈に傷き倒れたが咄嗟の間に奮起して邁進し、目的物に達すると共に萬雷一撃、鐵條網を粉碎すると共に其自身も亦爆煙と共に飛散した。然し此の勇敢なる行動で第二組及鐵條鉄による馬田軍曹の開設したのと共に完全に三條の突撃路を開いて碓大隊をして容易に進撃するを得しめ、全軍呐喊肉薄遂に敵の堅壘廟巷鎮を占領する事が出来た。

四三

作江外二名の壯烈な行動は忽ち爆彈三勇士として全國はるか海外にまで喧傳せられて其武勇を稱へられた。事畏くも天聽に達し特旨を以て祭糝料を賜はり各伍長に特進し功六級金鷄勳章竝に勳八等白色桐葉章を授けられた。

作江伊之助

長崎縣北松浦郡平戸町大字田助浦、作江晋次郎の二男で、居村の小學校卒業後補習學校に學び傍ら平戸町なる運送店山二組に仲仕として奉公し家政を助けて居た。性來寡言沈着氣概があり意地が張り負けじ魂が強かつたが、幼時より目白を飼ひ畜牛を愛する程の優しい心情もあつた。父は片足が不自由であり兄仁一郎は大工職で野良の仕事は母の手一つで仕遂げて居たのを氣の毒に思ひ、奉公中は仲間仲仕の履き古した地下足袋を貰ひ受けて母に送つてゐた程の親思ひであつた。久留米工兵隊に入隊後も思想良順成績良好、上等兵候補として特別教育を受け初年兵係助手として精勵し精勤章二個を有して居た。

北川丞すいむ

長崎郡北松浦郡佐々村大字市瀬江里免、北川權作の二男で、同村の小學校卒業後補習學校を半途退學して以後は木挽職を業として居た。体格偉大度胸があり意地強く小事に

齟齬せず、飽くまで膽力と忍耐力に富んで勞苦を厭はず難事には自ら進んで是に當るが、人に對しては情愛深く、母兄に對しては常に敬虔の念を失はず、兄傳一郎の坑木商を助け一意家運の隆盛を圖るに餘念なかつた。入隊後も勤務に表裏なく辛勞を厭はず上官の氣受よく同僚の信用も厚かつた。出動下令の當夜、極めて多忙の間にも銃工兵として豫て擔任した鞍工小刀の製作を完了して銃工長に届出でたる如き、其責任觀念の強い一證である。

江下武二

佐賀縣神崎郡蓮池村大字古賀を原籍とし同縣杵島郡大町村大谷杵島炭坑を現住所としてゐた江下徳松の四男で、幼時より父母に伴はれて轉々し、同縣東松浦郡相知炭坑和田山小學校卒業後は父兄と共に各地の炭坑に稼働し、入隊前は杵島炭坑の採炭夫として働いて居た。性來沈着で氣概があり、親を敬ひ他人の氣受もよく、嘗て他と論争した事がなかつた。入營後の勤務状態も至つて眞面目で言動に表裏なく上官の命は快く實行して少しも勞苦を厭はず、上等兵候補者として特別教育を受け、又選ばれ大隊長の當番兵として勤務中上海派遣に参加出征した者で、精勤章二個を有して居た。出征の時久留米停車場で市内莊島小學校兒童家谷少年の激勵の辭に感激して、所謂「血染のハンカチ」を以て決意の一端を示したのは

當時の美談として喧傳せられたものであつた。

爆彈三勇士を顯彰する墓標・記念碑・銅像等は各地に建設せられて居る。市内公會場前の銅像は昭和八年十一月久留米市國防義會が一萬餘圓の淨財を集めて建設落成したもので、福岡市松尾黨の原型により本市出身の東京工藝學校助教豊田勝秋に委嘱鑄造した三士の肉彈將に散華せんとする一刹那の光景を現したるものである。

参考 爆彈三勇士傳。三勇士銅像碑文(全)。

稻次壹岐 (武勇)

稻次壹岐諱は重知、右近とも稱した。丹波國氷上郡の産にて初め遠州横須賀城主渡瀬左衛門佐に仕へたが、文祿年中豊臣秀吉は左衛門佐を殺し其領地三萬石を奪つて有馬豊氏に與へたので壹岐は留り豊氏の家臣となつて屢々戦功を立て、豊

氏丹州福智山へ轉封の後は國老と爲り三千石を食み豊氏久留米に入城後は五千石を領した。人と爲り剛勇の聞え高く、慶長五年關ヶ原の役には豊氏と共に東軍に與し株瀬川の戦に先鋒として進撃奮戦し、西軍石田三成の部將横山將監と組打して其首を獲たので、家康は其勇壯の功を賞し發途の吉兆を喜んだ事もあつた。

寛永十四年肥前島原に一揆起り、我藩も多數の將卒を派遣する事となつたが、當時八十歳に垂んとする壹岐の勇魂は壯者を凌ぎ、甲冑を帶し自分屋敷なる長屋の下を一散に走つて自らの體力を試み「此通ならば出陣が出来る」と喜び勇んで従軍した。着陣後は屢々敵城近く逼つて地形敵狀等の偵察に従つたが十二月廿八日夜城中より狙撃せられて膝部に貫通の銃創を受けたが「自分は老年の事であるので一生の内再び斯様の時に逢へやうとは思へない、戦場で屍を曝すこそ武士の本懐である」と治療すれば平癒する筈を態と膝の關節を幾度も屈伸し翌年正月二十一日八十歳にして營中に歿した。

参考 筑後志。久留米小史。久留米市誌。語鏡草案。閑燕漫錄。鳥原記。勇功記。

武田範之（奉公）

武田範之は元來澤姓で家は代々久留米藩士であつた。十一歳の時山本郡草野村（今の三井郡草野町）醫師武田貞助に養はれたが醫と成るを好まず専ら漢籍を學び十九歳にして京都に出で翌年更に東京に上つて共慣義塾に入つた。偶々感ずる所あつて學を廢し單身飛彈・上野等の山間を跋涉し又轉じて越後妙高山下に至り關山寺に宿り初めて佛書を繙て大に得る所があり、山窟の中に起臥して修鍊を積んだ、時に年二十三。同國顯聖寺住持玄道和尚より招かれて業を授けられ薙髮して洪濤と號した、明治二十二年朝鮮に渡つて各地を遊行し、同廿七年冬潜に歸つて大本營に至り樺山將軍に就き事を謀つて成らず、翌年三浦將軍に従つて更に京城に遊び幾何もなく二十餘人と共に廣島の獄に送られたが二十九年赦されて越後に隠れ

法叔道牛和尚の病を看病する事三年、同三十九年黒龍會主内田良平の招に應じて京城に至り、侍天教顧問兼十三道佛寺總顧問と爲り、又一進會の賓師として政教の間に奔走し、同會が日韓併合を提唱するや範之は屢々其爲に韓國皇帝及要路の顯官に呈する上書を代作し目的の貫徹に盡力する所甚だ多かつた。同四十三年十月併合は愈々實現し殊勳によつて範之は授爵の恩命下るの時に際し、豫て名利の念眼中になき彼は悉く職を抛ち瓢然として越後の山寺に歸り、人其理由を問へど只笑つて答へず、爾來閑日月を送つてゐたが同四十四年六月廿三日東京に於て病死した、年四十九。墓は越後國東頸城郡下保倉村顯聖寺に現存し尙同寺前に明石元次郎將軍の選文に係る記念碑があり、朝鮮龍山にも同地有志の建てた碑がある。

参考 熬海釣玄。久留米市誌（全）。

瀬下町和作（孝行）

瀬下町横丁に和作と云ふ少年が居た。父の文左衛門は生來我儘者で、幼弱な和

作に色々は無理な事を云つてゐたが一度も其心に逆ふやうな事はなかつた。和作が十三四歳の頃から父は中風を病んで身の自由も出来ない様になつたが、彼は朝夕其起臥を助け、又父が深く酒を好んでゐたので僅かに野菜類を行商して得た生活費の中から酒を求めて父に勧めた。降雨の時など家が甚しく漏つて臥す所もないのを、父には漏の少ない所に臥せさせ、己は雨漏の中に坐つて居た。寒夜には覆ふべき夜具もなく有り丈けの古着などを父に着せ其身は添臥しつゝ、夜を明した父が時折餽飧を欲しがるので近所から買ひ求めてゐたが、其家も和作の志に感じ代價を受けない事が度々であつたが和作は必ず野菜類を持ち行き其禮として贈つて居た。寛政元年其事が藩廳に聞えて褒美として米を賜つた。

参考 筑後民間孝子傳(全)

小頭町伊兵衛 (孝行)

小頭町伊兵衛は七歳の時父に死別し、其後は専ら母に仕へて孝養を盡したが、

母はひが者の事として色々な事を望むのを、力を盡して叶へさせたが少しも喜ぶ色も見せなかつた。或年母がふと佐賀へ行き其處の寺に詣でんと云つたので直に其望を果させたが、其翌年は更に豊前の社寺を巡拜すると云つたので、伊兵衛は家業も打捨て、母を脊負英彦山・求菩提山・宇佐八幡・羅漢寺等を巡つて來た。母は又伊勢大神宮に參らうと思ひ立つた。伊兵衛は少しも逆はず「旅の装を調へるまで暫く待たれよ」と云つて其心を安めてゐたが、年を経て少しの貯も出來たので木でわくと云ふものを作りそれに母を入れ脊負ひながら出發した、時は寶曆元年二月六日、伊兵衛は二十八歳の時であつた。松崎(三井郡の内)から筑前を経て豊前小倉に着き、それより長門赤間關(下關)に渡り、此處彼處を巡拜しつゝ、四月なかに目ざす伊勢國に到着し内外の宮に參拜して年頃の望を果させた。それより熊野路の靈場を探り六月初め京都に出で名所舊蹟普く巡覽して大阪から四國路へ渡り八十八箇所の靈場に詣で、海路周防國に着き十一月に入つて恙なく家に歸つて

來た。費す所の日數二百七十餘日、往復の道程殆んど二千里に達すると云はれる。其後も孝養暫くも怠らなかつたが明和六年秋、母は天命盡きて相果たので伊兵衛は悲に堪えず泣き悲み、やがて野邊の送りを濟ませた後も、朝毎に其墓に詣で、恰も世に在る時の如く懇ろに話などして弔つて居た。

伊兵衛には三人の男子があつた。長子は十二歳の時剃髮して善導寺に囑したが後其寺内上品院の住持となり、二男は家に残り三男は八歳の時に又寺に托した。家に残した二男は福島(八女郡の内)に通はせて物品を賣らせ、己は人の家に在つて矢張り商業に従事し身一つを過して居た。或人が「汝が己の家に居らず物賣事を子と共にしないのは何か謂のある事か」と問へば「物賣る事を共にすれば自然は利を競つて親子共に身を損はんことを恐れる、又親が子を助けない時は却て早く家を保つ道を知るものである」と云つた。又「自分の體は親の遺體である」として假初にも危険の所に近寄らず濡れたる事を耳にせず、事毎に敬みを重ねてよ

く身を守つた。路の邊りで乞食に遭へば其寄るべなき様を見るに堪えずして必ず物を施した。或時瀬下町に貧しき少年(孝子和作のこと)が父の衣を營み得ざるを憂ふると聞き其心根を哀んで己が商に着る衣服を取り出して之に與へた。又或人が勧めて「汝は年も老いたれば今迄の業をやめ、其子の住持たる善導寺上品院に居て豊かに奉養を受けるが然るべき考であらう」と云つたが「思ひもよらぬ事を承つた、人として一日でも爲す事もなくして過すは天の恐れがある、身の叶はん程は斯の如く勤めるこそ人の道ではあるまいか」と云つて従はなかつた。

参考 筑後民間孝子傳(全)。久留米市誌(全)。

瀬下町たね (孝行)

瀬下裏町にたねと云ふ少女が居た。至つて孝心深く決して父の言に背かず、無理な事でもよく受け従ひ、時には父が女に叶はぬ事をもなさしめられたれども、其云

ふが儘に行つて己が身の苦勞を顧みなかつた。父は筑後川を越えて肥前へ行商に行く事が度々であつたが、其歸宅の遅い時は道まで出て之を待ち、暮に及んでも尙歸らない時は待ち侘びて川の渡場迄行つて迎へ、毎も父と手を交して伴ひ歸つた。父は年の寄るにつれて心も氣疎くたねに當り散らす事も多くなつたが聊も之に逆はず、愈々怒れば愈々謹み、父が衰の加つてよりは勞り傳ぐ事も亦益々懇であつた。其殊勝な行は遂に官聽に達して寶曆二年十二月褒賞を授けられた。

参考 筑後民間孝子傳(全)。

伊藤佐吉母 (慈愛)

久留米藩士伊藤左源太の子佐吉は島原役に年十四歳で從軍した。母に別れを告げて瀬下なる渡場に行つた時「今夜はも早船が出ないから歸つてゆつくり休み、明日乗船せられよ」と云はれたので止を得ず我家に立歸つたが母は以ての外に聲

荒らげ「武士たる者が一度別を告げて家を出で再び立歸つて來るとは沙汰の限り早々船に乗つて戰場に臨め、潔く勇闘して武功を立てない間は生きて再び歸るなそれ迄は勘當ぢやぞ」と嚴しく叱つて追ひ出した。佐吉は大に感奮し戰場に於て花々しき奮戦をなし負傷して歸郷したので母は大に打喜び「汝が御國の爲に忠戦した事は實に我家の面目である。此上は母が力を盡して療治せしめる」と日夜心を盡して介抱したので疵も程なく平癒した、其後佐吉は天晴れの武士となつたと。

参考 閑燕漫錄(全)。久留米市誌(全)。

通町源次郎 (友愛)

講方會所と云ふ所に出勤してゐた通町十丁目吉兵衛は天明三年の夏頃、或罪を犯して入牢した。其弟源次郎は兄が憂目に遭つてゐるのを甚だ悲んで、毎日三度づゝ牢屋に自ら食を運んでは其様子を尋ね、恙なき由を聞いて初めて安心して家

に歸つてゐた。又兄の妻子を己が家に迎へ取つて養つてゐたが、我家の者と少しも隔を置かず、或時の如き其子と己が子と三人同時に疱瘡を病んだ事があつたが其介抱も彼と是と少しの差別もせず極めて懇切であつた。やがて吉兵衛は期満ちて出牢したので、何處か然るべき勤め口をと色々奔走したが、元來心の善からざる者であつたから遂に人々から見放されたのを、源次郎は「母親の愛子である以上決して粗略にすべきではない」と誠心を以て事へ少しも變る云がなかつた。

参考 筑後民間孝子傳(全)。

有馬糸姫 (貞節)

有馬糸姫は讃州高松城主松平頼重の女で徳川光圀の孫である。久留米第三代藩主頼利の夫人となつたが幾何もなく頼利は病を以て卒した。時に糸姫は年漸く十六(或は十七歳とも云ふ)改めて弟頼元(四代藩主となる)に嫁せん事を勧める者

もあつたが

ながらへてありつるほどの浮世ごと おもへばのこる言のはもなし

と詠じて再嫁の意志なき事を述べ

きのふまで千筋になでし黒髪を 今一すぢにもひきるかな

みじか夜の月は枕に残れども 消えにし人の影はとまらず

と歌つて落飾し、江戸小石川なる水戸邸に隠居(或は鎌倉英勝寺と云ふ尼寺に住んだとも云ふ)して、元祿十五年正月五日年四十九を以て歿するまで清操を完了した。墓は鎌倉英勝寺にある。

参考 久留米小史(全)。久留米市誌(全)。閑燕漫録(全)。

有馬晴姫 (貞節)

有馬晴姫は藩主頼永の夫人で島津齊宣の女、文政三年の生れである。貞叔の聞

え高く夫婦よく相和し舅姑に仕へて孝心が深かつた。年若い頃大に蜜柑を好んでゐたが有馬家に嫁してよりは舅父が其の臭氣を嫌つたので以後は決して之を手にしなかつたと云はれる。頼永が封を襲いで大儉令を布くや、晴姫は他に先立つて衣服を綿類に改めたが、帯だけは従來の儘絹物を用ひてはと願つた時、頼永から「それはいかぬ、強いて絹物を用ひたいならば里方に歸つたがよからう」と諭されたので、忽ち命の儘に全部木綿物に改めたのみならず、金銀珠玉の髪飾等を廢して眞鍮若くば木竹製を用ひ、膳部も一汁一菜の粗食とし、侍女を減じて身邊の事は總て自ら之を處理して範を士民に示した。

弘化三年七月頼永の卒後は落飾し晴雲院と稱して只管其菩提を弔ひ、自ら法華經百萬字を一字一石に寫し別に佛像數体を彫り共に石櫃に納め明年六月之を江戸澁谷祥雲寺なる亡夫の遺髮塔側に埋めて其冥福を祈つた。後晴姫は一時久留米市外市ノ上の別邸に住した事もあつたが其後東京なる有馬家邸に移り風月を友とし

て餘生を送り明治三十六年十二月七日八十四歳を以て歿した。晴姫は學問の外活花・點茶・押繪・琴・繪畫・和歌等に秀で「雲のゆくへ」と云ふ遺詠の和歌集がある。

参考 有馬義源公。久留米市誌。

瀬下町次郎兵衛妻 (貞節)

瀬下町横丁次郎兵衛の妻は大石村(今の太石町)から嫁いで來て居た。元來家が貧しかつた上に夫が重い病に臥す身となり、妻の辛勞は大抵ではなかつたが、常に誠心を以て是に仕へ介抱愈る事もなかつた。其後夫の病勢は少しも衰へず、更に脚の病さえ加つて家の中をも歩行する事が出来なくなつたが、妻は愈々力を極めて勞り傳いた。然し夫は身の苦しき爲に常に世を詫ち人を怨み妻の心盡しをさへ不足に思つてゐた。妻が貧しき中に憂目も見せず二人の幼き子供を養育する苦勞は一方ならず、夫の看病の餘暇には織縫の業に力を盡し夜も寢ずして働いた賃

錢で僅かに其日の糊口を凌ぐ程であつたが、夫はそれをさえ物の數とも思はず益々辛く當つて居た。或時親里の母が彼に語つて「汝は如何なる宿世の因ありて不幸の身と生れた事か、夫が無事であつてさえ心の休まる暇もなかつたのに、今は夫は病み子は幼く、汝が苦勞を見るに堪え難い」とて涙を落したが、妻はさあらぬ體で「仰はさる事ではありますが、浮くも沈むも人の世の常で御座います、仕へるのは私の夫、育てるのは私の子、何を苦しいと思ひませう」と少しも佗しき事を口にせず、常に豊なるやうにのみ語つてゐた。其妻は寶曆元年官より表彰せられたが其時は三十歳であつたと。

参考 筑後民間孝子傳(全)。

西田いわ (貞節)

西田いわは國分村(今の國分町)農夫西田半四郎の妻である。操正しく夫に事へ

て慎み深かつたが、夫は不幸にも水田の灌漑に行き溜池に陥て溺死した。いわは悲歎一方ならず日々涙の乾く暇もなく夫の位牌に香華を供へ追慕の情は益々深く見るものをして坐ろに涙を浮べしめた。然るに家には年老いた姑ありて手足さへ不自由なるに、十歳を頭に三人の子供もあつて、いわの細腕にては朝夕の烟も立てかねたが毎朝早くより家の事を調へ、食事の終るを待ちて田畑に行き農事を勵みて辛くも生計の道を立て、姑への孝養より子女の養育など萬事に心を注ぎ、身には襤褸を纏へど姑には時節に應じて衣服を着せ、三兒は各學校に通はせて教育を受けしめ、身を持つること愈々堅く、子等の稍々成長するに及んでは家さえも新築した。姑は何の不自由もなく八十歳の長壽を保つて歿したが、いわの悲みは一方ならず厚く葬つて常に姑夫の冥福を修め、夫の死後二十餘年の貞操孝謹一日のやうであつたので、明治十八年 時の縣令岸良俊介は深く其操行を嘉し是を表彰したが、同三十三年三月廿五日享年六十四を以て歿した。

寺崎みね (貞節)

寺崎みねは津福村(今の津福町)寺崎十兵衛の妻で三潞郡白口村の産である。明治十七年夫は脱疽病に罹つて右足を切斷した。家素より赤貧、僅に緋の糸を繰つて賃錢を得生計を營んで居た。然るに越て二年夫は再び同病を得、百方力を盡したが終に又左足を切斷するに至つた。是に於てみねは苦心落膽言はん方なく、長子鶴太郎を助勢とし日夜艱難を嘗めて家計を立て、傍ら病夫の看病に周到盡さざるなく、毎夕の入湯には自ら病夫を脊負つて往き歸りてゐたので、視る者は皆涙を催した。近隣の者は其貧を憐み其行を賞し或は金穀を恵み或はみねを雇つて賃なきに苦しませなかつた。明治二十三年九月本縣知事は其淑徳を褒賞したが、同二十五年に至り夫は又眼病に罹つたので、財を賣り醫を招き藥を求めて介抱した

が、兩眼共遂に明を失つた。而して家計は益々困難を加へたが、みねはよく辛酸事に當り傍三男二女を養育して一家の面目を汚さず終始一貫變る事がなかつたが同三十七年一月を以て歿した。

参考 福岡縣篤行奇特者事蹟類纂(全)。久留米市誌(全)。

山本周平 (家道)

山本周平は苧扱川町(今の本町)三丁目に生れた。父を喜左衛門といふ。宗家は瀬下濱町に在り一族すべて豪商で何れも木屋を以て商號として居た。周平は幼にして智略あり、十四五歳の時大阪の商業を視察せんとして父に請うたが幼童の故を以て許されなかつた。それで自ら前髪を斷ち成人の姿をなして再び請うたので、父も其志に感じ終に是を許した。周平は喜び直に上阪して大に覺る所あり、十九歳にして兄の造酒器械を借り獨立して造酒業を營み、奴僕と勞力を共にして精勤した

ので、家業が愈々繁榮した。然るに天明年間時の藩主頼貴が米札を發行するに際し周平が豪家たるの故を以て衆人信用の爲に是に署名せしめたが、後米札の通用が滯滞するに及び、人々は其廢棄を慮り競うて物品を購求した。時に周平は質屋と造酒業とを營んでゐたが、米札署名の責任上人々争うて其店に集まり、爲に質物は拂ひ盡し造酒は賣り盡し、米札通用禁止令出づるの日には、店頭餘す所は只米札の推積と、五尺桶半量の酒を残すのみであつた。斯て周平は數年刻苦蓄積した資産を一朝にして蕩盡したが、今一度奮發して挽回せねばならぬと自ら勵ましてゐた。偶々一友と高良山に登つたが歸路稻作の不熟を見て大に考へる所があり、家に歸つて直に旅装を整へ、商機失ふべからずとて晝夜兼行馬關に至り、直に多量の玄米を購ひ之を賣つて莫大の利益を得た、其より更に大豆・砂糖を買ひ復た利益を收め遂に家道回復の端緒を開いた。其妻も亦奴婢を解雇して薪水を自らし非常の節儉を行ひ筭・櫛・衣類等は箆筒と共に賣却して夫商法の資金に充てた

が、以後次第に利潤を重ね再び巨萬の富を致した。

周平は晩年嗣昌平に遺訓して「余は創業であり且つ米札の爲に殆ど全資産を失つたから止むを得ず投機の商業を營み大利を得たが、汝等は決して斯る事をなしてはならぬ。余が蓄積した資産を保護して守成を勤めよ。同族中往々資産を失はんとする者がある、今若し我が家に於て一步を過らば、必ず祖先の祀をさへ絶つに至るであらう、汝は之を忘れる事な。世の變轉は人智の及ばないものであるから、財産は一物に偏せず、必ず確實な數株の物に分たなければならぬ」と懇ろに諭し、文化十一年七月二十三日六十五歳を以て歿した、墓は瀬下町正蓮寺に在る。

左は周平の一族が其子孫に遺した家訓の全文である。

家訓

二月廿七日は道活居士肥前原城にて戦死の忌日なり。元和七年丹州福智山を去り、久留米へ

移住、其後十七年を経て、寛永十四年原城の役翌十五年戦死せり。移住より百八十一年戦死より百六十四年なり。良源居士洗切へ家を發し、材木並に酒造を以て業とし、家名を木屋と號す。正保元年瀬下濱町に移住より百五十八年なり。同族數家今に於て相續すること寔に先祖の徳恩有がたきこと限なかるべし。仍て追遠のため此日會宴を催し、爾今以後の家例となし、祖恩を謝し、且先祖の家法を考へ、子孫の規則とすることしかり。

一、御國の恩を忘れず御掟可相守事

一、先祖相承の家業正直に出精致し、高利を不可好事

附、

中祖道休居士淨寛居士の遺風を慕ひ、眞宗の教を尊み、家業を勤るに於ては、彌長久の基なるべし

一、無益の殺生を不好、愛憐の心深かる可き事

一、家内は勿論同姓中睦じく諸事申談、一己の義を立間敷事

一、不慮の殃に掛り、産業衰ふる時は一類申合可相救事

附、親の心に違ひ、家内不熟或は非義を企或は榮耀に誇る時は異見を加へ、若不用時は此一列たるべからず

一、先祖相承の田地重大の重器等無據賣拂時は一類中可遂相談事

右之條々堅く相守質素を本とし、正路に家業永く相續可有之候。仍て如件

寛政十三年二月廿七日

石原又兵衛 通春(花押)

石原松左衛門望平(花押)

太田九右衛門智平(花押)

山本善次郎 周平(花押)

垂井八百太 平郷(花押)

子孫へ

森 嘉 善 (信義)

森嘉善は御井郡櫛原村(今の東櫛原町)の人であつた。少より學を好み藩儒廣津

藍溪に従つて業を問ひ、後熊澤蕃山の書を讀んで陽明學を學んだ。性多才にして内外醫方より物産樹藝等に至るまで研究修得しない事はなかつた。人と爲り温雅圓滿、親族故舊に親しみ奴婢を恤んだ、郷黨も皆其徳を慕ひ嘗て一無頼漢を感化誘導して善人となした事さへあつた。又廣く交遊を好み他國遠地の人でも、苟も一能ある程の者は深く之を愛してゐたので、四方漫遊の志士で久留米に来る者は多く其家に滞在して日を経るに至つた。爲に家計を妨げると忠告する者もあつたが、嘉善は少しも之を意に介しなかつた。

勤王の志士高山彦九郎が諸國を遊歴し、寛政三年初めて久留米に来た時は直に嘉善の門を叩いて天下の大事を談じ、同五年四月再び其家に入るや嘉善は大に旅情を慰め談論する所があつたが、彦九郎は上洛後、公武の情勢己の志と相違ふを見て慨然決する所あり、久留米に馳せ下つて三度嘉善の家に至つて遂に屠腹した。嘉善は彦九郎の心情に同情し、其屍を己が家園の中に假葬して番人を附する事數

ヶ月、其間東西に奔走し爲に家産の殆んど全部を費した。後官許を得て十月十一日漸く寺町遍照院に改葬する事が出来たが、以後嘉善は自ら其墓を掃除し香を焚き花を供へ春秋の祭を缺がなかつた事實に十三年間、文化三年二月二日五十三歳を以て身を終ふる迄少しも變る事がなかつた。嘉善の墓は寺町眞教寺に在る。

参考 樺島石梁文集(全)。森嘉善傳。久留米市誌(全)。

有馬豊氏 (質素)

久留米藩主有馬氏は其先村上天皇第七の皇子具平親王に出で、藩祖豊氏の父は豊臣秀吉御相伴衆三法印の一人であつた從五位下中務少輔則頼である。豊氏は積年の功勞によつて元和六年閏十二月丹波國福智山六萬石(父の遺領攝津國有馬郡三田の地二萬石を加俸せられて八萬石)から一躍筑後八郡(今の浮羽・三井・三潁・八女の四郡)二十一萬餘石に補せられ、翌年三月入封、同十八日(太陽曆では五月

九日、久留米城に入った。

七〇

久留米は實に九州の雄藩と云はれてゐる。然るに豊氏は平素儉約を守り、藩士の饗應は一汁三菜とし、酒は三献を過すべからずと決めて居た。自ら用ふる足袋は價安き長崎足袋を用ひ幾回も洗濯して是を穿つてゐた。初めは湯殿の設がなかつたので風呂場の上り場で行水してゐた事もあつた。暑氣の候など小性等が團扇で煽がうとすれば之を遮り「吾手は自ら握る事が出来る、我足は自ら歩く事が出来る、然るに妄に人を勞し己の安逸を貪るは即ち奢である」とて之を斥け、自身に扇子を以て涼を取つた。其他衣服調度皆此の例に倣ひ躬を以て範を士民に示したが、當然の出費に對しては自ら進んで是に當つた。慶長十七年の事である、幕府は禁裏修營の事を決して越前松平忠直・筑前黒田長政・肥前鍋島勝茂、及豊氏の四侯に仙洞東方築地普請を命じた事があつたが、初め此修理は巨額の費用を要し且は經濟窮乏の折からとて一旦其中止の議さへ起つた時、豫て勤王の志厚き豊氏

は進で奉公の大義を説き、率先して十一萬八千四百石の課役を献納したので幕議も遂に其事に着手する事に決したと云はれて居る。

豊氏は又深く心を藩治に用ひ、文武を勵まし公平を旨とし市街を擴張し商工を勸め税法を調査し窮民に對しては減租を行ひ、或は農業を奨勵し山林保護を命じ、一面神社の廢れしを興し佛寺を新に營んで民心を和げる等の善政を施したので、士民其業に安じて治績大に舉り、從四位下に叙せられ侍從を命ぜられた。爾來久留米地方が他に比して質朴力行の美風に富めるのは實に藩祖の餘澤によると云はれてゐる。第十代藩主頼永が天保弘化の際一般人士の奢侈に流れた時、藩内に大儉令を布いて勤儉尙武の風を鼓吹し、上 皇室を尊び下人民を愛撫して治績の大に擧つたのは、其淵源する所全く豊氏の遺訓に則つた故だと云はれてゐる。

豊氏は寛永十九年九月晦日、壽七十四を以て篠山城に卒し、江南山梅林寺に葬つた。維新後舊藩民は其徳を慕ひ、明治十年七月官許を得て篠山城址に社を建て

其靈を祀つた、即ち縣社篠山神社が是である。大正五年 朝廷特に従三位を追賜あらせられて其生前の功績を嘉せられた。同十年五月九日、藩祖入城三百年記念日に當り舊藩士民相謀り篠山神社に於て盛大なる記念祭を擧げたが、爾後例年此日を期し其入城記念の祭典を行ふ事になつてゐる。

参考 有馬義源公(全)。久留米小史(全)。筑後志(全)。久留米市誌(全)。

有馬 頼 永 (恭儉)

有馬頼永は第十代藩主である。資性溫厚喜怒色に出さず、溫顔以て臣下の諫を求めた。近臣等が些細な事を激しく論争しても、能く之を容れて少しも拒まず、旬日を過ぎて尚ほ陳述する者のない時は「近日は何故に諫める者がないのか、予は誠心を以て諫めて呉れる者が望ましろ」と云つてゐた。

頼永は甚だ孝心が厚かつた。父頼徳が江戸藩邸で發病した時、其病勢の革まつて

からは、晝夜帶をも解かず病床に侍して看病に盡し、湯藥は必ず自ら一度嘗めて是を進めるなど一意奉養の誠を盡した。其愈々危篤に陥るや、親しく駿馬を驅つて郊外目黒村なる金比羅神社に詣でて平癒の祈願をこめ、瞬時に三里の間を往復して歸邸後は直に枕頭に在つて暫くも其處を去らないで居たが、遂に卒去に遭ふや泣哭通宵眠に就かず、藩臣上下是を聞いて其至孝に感泣しない者はなかつた。

頼永が封を嗣いだ頃は太平既に久しく風俗人心日に頹廢してゐた。頼永は之を歎じ、此弊を救ふには先づ士を愛し民を恤み以て其本を固うし、儉を尙び奢を禁じて以て風俗を厚うし、士氣を振興するより急なるはなしとし、弘化元年七月大儉令を布き、且曰く「諸士に嚴正なる儉約を行はしめんと欲せば、先づ近習側侍の者をして之を守らしめねばならぬ、近習側侍をして守らしめんとならば、先づ後房をして之を守らしめるにある。而して其本は予と夫人とにあり」と、乃ち在府の諸士は今年を緩うして來年よりは必ず綿服を着する事となし、婦人は其飾具に金銀釐甲

等を用ふる事を禁じ、躬らは麻木綿の衣袴古き上下の肩衣を用ひ、夫人も綿服として頭髮の飾具は皆木製又は竹製の漆せるものを着け、表臺所と稱する食膳部を廢して總て部屋仕立(後房に属する婢女の調理するもの)となした。而して常に夫人世子と飲食を共にし、一汁又は一菜等極めて儉薄なものとした。

當時襲封の始めに當つて新藩主は幕府に助役の金を出すを例としてゐた。其金は多く領内の農商より徴發して其用に供してゐたが、頼永は藩民の困窮を察して其身の衣食を節し諸官の雜費を減じ、其餘力を以て之に充てたが、其意を領中に諭し「苟も予が心を體せば貧者は自ら勉めて他の力を煩はす事なく、富者は力を計り餘力を以て貧者を救ふ事が出来る筈だ」と、士民是を聞いて大に感激した。

頼永は常に皇室を尊崇し、皇大神宮を敬ひ、又楠公の孤忠を偲びて參觀の途は湊川に到つて其墓に展するを例として居た。左詩は頼永自作の一編である。

三過忠臣楠子墓 對公默誓我誠心 一言欲述延元事 憤意塞胸淚滿襟

然るに襲封後僅に三箇年、弘化三年七月三日二十五歳を以て久留米にて卒去、梅林寺に葬つた。明治十年舊藩士民は藩祖と共に其靈を祀り同十二年七月篠山神社と稱し縣社に列せられたが、同四十四年十一月 明治天皇は特に從三位を追贈あらせられた。

參考 有馬義源公。久留米小史(全)。筑後志(全)。久留米市誌(全)。

有馬頼利 (寛容)

有馬頼利は忠頼の嗣を繼ぎ年甫めて四歳の時第三代藩主となつた。性極めて總明、よく家臣を愛した。十六歳の時江戸藩邸から伊豆熱海温泉へ湯治に行つた事があつた。途中で食事を望んだので用意の辨當を進めたが、頼利は左右の近侍を顧み「汝等の食事は濟んだのか」と尋ねたので「未だ其儀に及びませぬ」

と答ふれば「我等は駕籠の中に居てさへ食事を求めるのに、汝等は歩行で附添つてゐる事とて嘸かし腹も空いた事であらう、遠慮はいらぬ是を食せよ」と己は僅かに箸をつけたのみで近側の者に渡したので皆其仁慈の心の厚いのに感激した。

頼利は豫て一個の香爐を秘藏して居た。或時近侍某に命じて是を取り寄せた事があつたが、某は誤て是を取落し石壇に打當て、割つてしまつた。某は恐縮の餘り切腹して申開きを致さうと決心し別室に謹慎して居た。頼利は某の歸つて來る事の遅いのを不審に思ひ其譯を尋ねたので、他の近侍の者が事の次第を語れば頼利は平然として「何程得難い重寶の器であつても家中の諸士には代へ得べきでない。心配無用と傳へよ」と云つたのみで何の咎もなかつた。

頼利の夫人は徳川光圀の孫糸姫である。それで頼利の病が篤くなつた時光圀が是を訪ねたが「私の死も且夕に迫つた、頼元(頼利の弟)もまだ幼年であれば願く

ば萬事を公に託します、願くば能く是を顧みて下さい」と云つたので、光圀は「足下の病は癒えない事はない、宜しく自愛せられよ」と答へて其室を出で、親族及老臣に向ひ「頼利の病は甚だ劇しいが、年にも似合はず其心を用ふる事は老成人の様で、實に稀世の良主である」と云つて涙を流した。

斯て頼利は十七歳を以て遂に江戸藩邸に卒した。時は寛文八年六月廿四日で、澁谷祥雲寺に葬つた。此時光圀は左の詩歌を贈つて追悼の意を表したと、十有七年胡蝶夢、醒來何處復逍遙、泪和薤露先秋露、此恨綿々更不消、あり田山のゐなの篠原おく露の 消て跡なき人ぞ悲しき。

参考 久留米市誌(全)。久留米小史(全)。閑燕漫錄(全)。筑後志(全)。

緒方春朔 (博愛)

緒方春朔諱は惟章、濟庵又は洞雲軒と號した。寛延元年久留米藩士瓦林長當の第

二子に生れ、同藩の醫緒方惟臣の養子となり其業を嗣いで大に研究を積んだ。天明年間父祖の地なるの故を以て筑前秋月に移つたが、藩主は其技倆を認め藩醫に拔擢した。當時は屢々痘瘡流行して慘害を及ぼす事が多かつたので春朔は百方工夫の結果種痘法を考案し患者の痘漿を手に入れ郷人に試みたのは寛政元年の事で實に彼のジェンナーが泰西に於て種痘法を發明した七年前と云はれてゐる。斯て遠近より來つて治を乞ふ者は其門に充ち、翌二年痘疫甚だ流行の時に其効は愈々顯れ名聲は四方に轟いた。江戸に至るの途には驛亭にて治を乞ふ者が絶えず、至れば名藩主は醫官を派して春朔に學ばしめた。是に於て種痘の法が天下に普くなつたと云はれてゐる。春朔は常に弟子を誡めて「妄りに其方を施さば則ち危険である。能く體質の強弱を察し、且つ深く脈診を見て始て施すべきである。若し粗略にして其術を施さば刀を以て人を刺すに異らない、而して種痘の法も亦廢せらる事になる」と云つてゐた。

春朔は又天文・地理にも通じ西洋の學術をも研究し天地兩球を製して藩主に獻じた事もあつた。文化七年正月廿一日、六十三歳を以て歿した。墓は秋月町長生寺に在る。大正五年 朝廷は其功勞を賞せられて正五位を追贈あらせられ、又朝倉郡醫師會は同町梅園公園内に記念碑を建て、其徳を頌した。

参考 福岡縣誌筑前之部(全)。緒方春朔。郷土研究筑後。

牛島彌平 (博愛)

牛島彌平は三潞郡掛赤村(今の梅満町)の人である。父母に事へて至孝、常に艷容愉色あり、而も老を敬し幼を慈み、其仁愛は牛馬雞犬にまで及んだ。或時盜賊が其家の土藏に忍び込んでゐた、是を覺つた家人奴婢は大に怒り直に之を捕へんとしたが、彌平は其等が血氣に委せ猥りに毆打する事を恐れ、自ら賊の逃路を開いてやつた。又暇あれが常に書を読み本邦の地理・歴史を研究し國体を重んじ

大義名分の尊ぶべきを信じ、又我國及び列國の趨勢を察し其三男謹爾が北米合衆國に渡航せん事を請へば喜んで是を許し、且つ長兄覺平を其助勢に赴かしめ其他親戚及曾て使雇した家僕九人を其農園に送つた。彌平は品行方正の故を以て二十藏の頃横目長百姓の役を勤め兼て里正を補助した。維新後各村の分合屢々にて其調和が頗る困難であつたが、終に決裂にまで至らしめなかつたのは彌平の力が大に與つてゐると云はれる。尙又常に教化實行に熱心で、田圃の灌漑・貧民の救助・社寺の建築修理等に至るまで公共の事業に盡す事が多大で、明治三年には舊藩主より褒賞せられた事もあつた。明治三十七年四月廿六日歿した、享年七十六。

参考 久留米市誌(全)。福岡縣篤行奇特者事蹟類纂(全)。

稻次正誠 (果斷)

稻次正誠は因幡と稱し祿三千石を食む久留米藩の家老であつた。當時士民一般に華奢の風に流れ爲に藩の費用も不足勝であつたので、本莊主計・久米新藏等の奸臣が種々新法を設けて重税を課したので農民は愈々窮迫し、遂には蜂起して變亂をさへ醸さうとして來た。其頃は領内に擾騷起らば藩主は削地轉封の罪を負はねばならぬ事になつてゐたので、主計等は大に驚き生葉郡(今の浮羽郡東部)吉井町の大庄屋に至り農民を集めて解散せしめやうとしたが敢て聞かない、因幡は是を憂へて在府中の藩主に書を飛ばして新法の民心に戻り國內擾亂して危機將に迫れる事を痛論して是が對策を建言した。此時に當り國老有馬壹岐・有馬右近等は前後して東上し、種々奔走する所があつたが遂に要領を得ずして歸藩した。因幡は藩老中の最年少者で年漸く廿七歳であつたが、人と爲り英敏剛毅奮然として曰く「封内危急に頻するの時に際し、徒に手を拱いて傍觀するは人臣の道ではない、今や一身を賭して難に殉すべきの時である」と、意を決して江戸藩邸に赴き顔を犯して

詳に國情を陳べたので藩主は久米新藏を捕へて藩地に護送した。因幡は歸藩後主計等を禁錮に處したが此時農民五千餘人山本郡(今の三井郡の東部)善導寺に集り、進で府中町(今の御井町)に迫り既に久留米城を衝かんとしてゐる。因幡は親しく是等を諭して退かしめ、且つ山村典膳・稻次縫殿をして郡事總裁たらしめ、斷呼として新法を除き奸臣を死刑に處し、危く一髮の間に事なきを得しめ、我筑後八郡五百餘村二十一萬餘石をして削地轉封の患を免れしめた。然し藩主は此の英斷果敢な因幡の行爲を以て越權の所爲となし享保十九年其祿を奪ひ御原郡津古村(今の三井郡三國村の内)に蟄居せしめた。斯て三年、元文元年四月十七日配所に歿した、年三十五、墓は三井郡松崎靈鷲寺に在る。後十有餘年寛延年中、筑後八郡の農民は其遺徳を追慕し、私に御井郡櫛原町(今の通外町)なる五穀神社に其靈を合せ祀り大に社地社殿を營み又例年盛んな祭典を擧げる事となつた。

秋の日や箒とる手に塵もなし

とは因幡が貶せられて家を出る時、其光風霽月の心境を詠んだ一句である。

参考 久留米小史(全)。久留米市誌(全)。郷土研究筑後。

樺島石梁 (智徳)

樺島石梁諱は公禮、字は世儀、通稱は勇七、寶曆四年久留米庄島石橋丁に生れたから石梁と號した。三歳の時母を喪ひ二十五歳で父を喪つた、幼時家甚だ貧しく、且藩内に學問の振はなかつた時であつたので學に就くを容されなかつたが、石梁は甚だ學問を好んで風呂焚きを命ぜられた時さへも尙ほ書卷を手にして離さなかつたと云はれてゐる。又三兄二姉があり石梁は末弟であつたので其衣服は皆兄弟の着古しのみを用ひ、袴は前と後と異つた布を繼ぎ合せた物を着けてゐた。後江戸に赴き家より資を仰がずして學を修めん事を願つたので父兄も其篤志に感じて之を許し旅費として僅に二分を與へたが、其金は學成りて歸郷するまで封の

まゝ持つてゐたと云はれる。

江戸では紀平洲の門に入り其學僕となり刻苦勉勵は到底常人の及ぶ所ではなかつた。嘗て炊事を爲す時に其心は學事を去らず爲に井水を汲まうとして水桶を提げつゝ便所に行つて主人から笑はれた事さへあつた。日常が此の熱心さであつたので學業は大に進み忽ち塾長に擧げられ師に代つて講筵に臨むやうになり、後藩校の創立せられる時は石梁は主として其事に當りやがて之が教授となり祿百三十石を賜はり側物頭格となり、又藩主頼徳・頼貴に侍講して寵遇が厚かつた。

石梁は人に接するに未だ嘗て疾言遽色した事がなかつた。常に禮を以て終始人に接し人が我禮に答へないでも之を責めず、其弟子を率ゐるに過あらば溫容以て諷諭するので皆悔悟して志を勵まさない者はなかつた。嘗て八月十五夜に當り塾生等は謀つて一夕の快遊をなさんと思ひ、夜間の外出を願つたので石梁は是を許して己も共に伴ふ事とした。塾生等は事志と違ひ石梁に隨行して舌を

出したが、やがて散歩逍遙の後家に歸り更に酒肴を命じて觀月の宴を開き塾生に向つて「余は卿等が後に在つたので舌を出したのも知つてゐる。然し月を賞するは必ずしも旗亭妓樓に限つたものではあるまい、今夜は大に飲んで十分の歡を盡せよ」と諭した、其襟度の灑落なる事は概ね此類である。又自ら奉ずる事は極めて薄く親族朋友に急難があれば財を棄て、是を救ひ然も少しも誇る事がなかつた。從來久留米藩の風として書を讀む者は却て武人俗吏に鄙められる事があつたが、其の力によつて文教は大に起り人々文事を解せない者はないやうになつた。

石梁は廣く天下知名の儒士と交り柴野栗山・古賀精里・菅茶山・山村蘇門・赤崎海門・頼春水の如き皆互に相推重し、殊に紀平洲の故を以て米澤藩主上杉鷹山の知遇を受けた外列藩貴族の賓禮を以つて之を待つものも甚だ多かつた。勤王の志士高山彦九郎とも亦親交があり、其江戸に在つた時は屢々石梁の寓居を訪うた。彦九郎

の歿後十一年、其遺子義助が上野國から久留米に來り遍照院なる父の墓に詣でた時、石梁は之を其家に止めて歡待し、歸るに臨んでは一詩を餞して之を慰めた。文政十年病に罹り十一月晦

いまはにも心にかゝる雲なきは　かねていのりしあめのめぐみか

との辭世を残して永眠した、享年七十四、寺町眞教寺に葬つた。明治四十四年、明治天皇は特に正五位を贈つて之を追褒し給ひ、大正十五年地方の有志は相謀つて顯彰會を組織し其墓を眞教寺門内に改葬して一百年忌大祭を營み、且「樺島石梁遺文」を出版し庄島石橋丁なる誕生地の一隅に標示柱を建てた。

参考　久留米小史(全)。久留米市誌(全)。樺島石梁遺文。筑後郷土史家小傳。樺島石梁先生小傳。

丹羽頼母 (公益)

丹羽頼母は藩祖豊氏に仕へ祿四百石を食み普請奉行を勤めてゐた。寛永十二年

幕命を奉じて江戸城平川口の修理に従事し、正保・慶安の頃幕府日光山の廟所營繕の事を諸侯に課するに當り、本藩は頼母をして其役を督せしめたが工竣つて幕府は金品を贈り其勞を賞した。寛文三年生葉郡(今の浮羽郡東部)重富平左衛門等五箇村の庄屋(共に贈從五位)が筑後川の水を引いて灌漑に利せんが爲、大石・長野の堰梁開鑿の大計劃を爲し、時の奉行高村權内(贈從五位)の援助により藩府の許可を得るや、翌年正月官は工事監督を頼母に命じた。頼母は即ち高村權内・國友彦太夫・下奉行青沼市左衛門以下鐵砲衆三十餘名を率て大石村に滞在して工事を指揮し、三箇月にして大石村より長野村に至る二十七町三十餘間の大水道を開き、更に閘門を設け溝渠を通ずること十町餘、角間村(今の千年村の内)にて數派に分流し、生葉郡七十餘町、竹野郡(今の浮羽郡西部)に五町六畝歩の新田を拓く事が出来た。其後工事の成功を見て各村より餘水の分流を望んで止まず、よつて寛文五年正月更に藩の許可を受け擴張工事に着手したが、藩廳は復た頼母を營渠使と

爲し、輕卒五十人卒長六人を率ゐる工事を掌らしめた。此に於て水門石堰の増築も速に成り生葉・竹野・山本三郡を通じ共に恩澤に潤ふもの實に一千數百町歩、是皆頼母の經營指導其宜しきを得た結果である。次で寛文十二年、生葉郡吉井町大庄屋田代重榮(贈正五位)が同郡山春村袋野に長さ六千尺の墜道を穿ち筑後河の水を疏通せしめんと企つるや、頼母は同所に赴いて親しく地勢を察し設計を聽き助言を與へ、其必ず成るべきを確信し歸りて藩府の許可を得ることに盡力した。然し此難工事は洪水其他の故障に因て全部の竣工を見たのは延寶四年であつたが爾來荒蕪の地は年を逐うて開拓せられ今や其灌漑反別七十餘町歩と云はれてゐる。

其他頼母が設計監督の任に當つたものは、御原郡(今の三井郡北部)稻吉村の堰及堤防・三瀨郡中島村の大荒籠同・郡江島村の大荒籠・同郡草場村荒籠・生葉郡より山本郡蜷川村迄の溝渠・三瀨郡下田村前東西兩所荒籠・竹野郡早田村の堤防等で、其爲に洪水旱魃の災害を減少した事は夥しいものである。それで三瀨郡地方に於

ける筑後川護岸築堤は後世頼母荒籠と稱して其功を稱へてゐた。斯くて延寶九年七月四日九十六歳を以て歿し、寺町久光寺(今は廢寺となり墓地は同町宗安寺に屬してゐる)に葬つた。

頼母が土木事業に造詣深かつた挿話の二三を次に録する。或時筑前侯と不和の事があり、其領内若松に借用してゐた久留米藩船入場の速時返還を請求して來た。藩主忠頼は頼母を使として遣したが、若松に到着すると共に筑前側は「今日中に建物全部を取除き引き渡せ」と云つた。頼母は平然として「委細承知」と諾ひ、人夫をして近村より夥しき乾草を取寄せさせ御船屋敷に積込んで火を放つて残らず焼拂ひ、其灰は全部海に捨て、約束通り其日の中に全部引渡を終へて大に我藩の面目を施した。又或年參府の途中木曾山中で、度々の洪水毎に架け替ねばならない橋の普請に困つてゐるのに出遭つた。頼母は問はる、儘に橋杭より五六間上流に大きな杭を一本宛打込ませた。人々は何の爲かと不審に思つてゐたが、其

後は洪水に際しても此杭の爲に水勢が弱められ橋の安全を保つ事が出来たので、村人は其橋を頼母橋と名づけて永く其功を稱へた。或時某所で十數人の人夫が大石の取除きに苦心してゐるのを見た頼母は、其大石の横に穴を掘らせ、石に繩を付けて轉がし込ませ、其上を元の如く埋めさせたので人々は其奇智に感服したと。

参考 久留米市誌(全)。久留米小史(全)。閑燕漫録(全)。

笠九郎兵衛 (公益)

笠九郎兵衛は御井郡國分村(今の國分町)の農七左衛門の次子で幼年の頃他家の養子となつたが他人の嗣となるを欲せず父に請うて自ら力耕し別に一家を起さうと決心した。それより毎日居村の北邊を流れる高良川の沿岸浦河原に至つて石を除き荆棘を去り凸凹を平にして椗の實を拾ひ來つて是を蒔き、晴雨寒暑に拘らず

孜孜として働いたから一兩年後には少も父兄の力を藉らず獨力で數個所の土地を拓いて其處に杉・松・榎等を植ゑ數年後には幾町歩かの田畑を得、終には此處に居宅を新築して妻を娶り豊かな生活を營むに至つた。此事が藩侯の知る處となり終に其開墾地の租税を免じたので其の收得は頗る多く資産も漸次増殖したが、九郎兵衛は常に國主の恩を忘れず屢々献金して是に報うた。

九郎兵衛は性來種藝を好み殖産の道に心を盡した。元來水田に插秧の後には除草の爲鍬や鎌を以て田の土を打ち返して居たが、九郎兵衛は豫て此の方法が多量の勞力を要するので改良の志があつた。偶々寶永六年の夏、一日田間を徘徊せし折一匹の蟹を捕へたが、蟹は逃れやうとして其八脚を延ばして泥土を攪亂した。九郎兵衛は之を見て大に悟る所があり、家に歸つて竹片を以て蟹脚様の器を作り柄を付けて田上に試みたが、其結果は良好であつたので、數回改善を加へ遂に完全な發明を成す事が出来た。よりに是を蟹爪と名づけ數十個を製して村民に配り

試用せしめたが、皆其の利便を稱せざるはなく、次第に此器の使用は他の郡村に波及し遂には隣藩にまで傳はるに至つた。藩主は物を與へて之を賞し子孫に至るまで村内農民の首座たらしめた。晩年には郡宰の内命を受け、長崎・四國に行つ並に砂糖液製煉法の研究に思慮を盡し多額の資金を費したが十分の好成績を擧げて甘蔗の栽培る迄には至らなかつたので、子孫に遺言して其志を繼がしめ、安永八年九月十七日九十歳を以て歿した。墓は野中町隈山に在る。

參考 久留米小史(全)。久留米市誌(全)。福岡縣篤行奇特者事蹟類纂(全)。郷土研究筑後。

榎橋李左衛門 (公益)

榎橋李左衛門は津福村(今の津福町)の人で、天保七年十七歳の時津福村庄屋役を命ぜられた。資性純直専ら農業を勵み又公益を爲すを好んで其業績は大に擧つた。其中に同村西田溝渠開鑿は事業中の一である。抑も西田の地勢たる、西北は

筑後川に頻し東南は縣道及安武堤防に遮ぎられ、一朝河水が氾濫すれば數十町歩の稻田は忽ち水底に没し、若し滯水數日に涉らば稻穂は全く腐敗し、而も元來用水の乏しくて數旬降雨のない時は用水は涸れて稻が枯死してゐた。李左衛門は常に此災害を救はんと思ひ其方法に心を碎くこと數年、遂に一大溝渠を通じて排水せしむるに如かずと決意し、東西に奔走し遠近に諮つたが、工事の小ならざると費用の莫大なるに因て之を危む者が多く、種々の困難を生じたが彼は少しも撓まず、百方力を盡し遂に津福・梅滿の二村で人夫と費用を出すことに決し、且つ津福組一團十九ヶ村より千人の人夫を寄附する事となり直に工事に着手した。時は安政四年四月の事で、爾來日夜孜々として遂に幅四間・深さ一間半・長さ六百九十二間の渠を開鑿するを得た。文久三年三潞郡生津村の人民貧困に迫り風儀が甚だ良からず、李左衛門は藩命を奉じて同村に出張し、日夜怠らず帳簿を整へ貧を救ひ儉を示し弊風を矯めたので人心初めて其堵に安んずるを得、藩廳は金子を與へて其勞

を賞した。明治二年復た同郡大角村庄屋を命ぜられたが、此村も前者と同一の弊村であつたのを赴任の後銳意是が改善を圖り勤儉の道を教へ、幾程もなく挽回の功を奏したが、同十二年突然中風症に罹り歩行の自由を失つてからも志氣尙昔の如く益々勸業に努力したので、同十八年本縣令は再び其篤行を嘉して是を表彰したが、同二十年九月八日、享年六十八を以て歿した。

参考 福岡縣篤行奇特者事蹟類纂(全)。久留米市誌(全)。

岡野左源次 (公益)

岡野左源次は洗町の人である。安永八年印錢方として藩に仕へてゐる時領内の山畑等に甘蔗を植ゑて砂糖を製し以て國益を興さうと考へ、天明七年三月長州安岡村の舊農長内田某に就いて製糖法を研究し、數年丹精の結果黑白兩種の砂糖を造つて之を藩主に獻じ、尙筑後の村里に甘蔗栽培砂糖製造のことを獎勵指導して

ゐたが十三年後なる寛政十二年に至つては領内生産高凡十萬斤に達し、他領にま
で賣出す程になり大に藩民の利益を得る事が出來た。斯くて左源次は享和三年十
二月十三日七十三歳を以て歿した。

参考 久留米市誌(全)。筑後商工先達小傳(全)。

有馬頼僮 (研究)

有馬頼僮は第五代藩主則維の第五子である。正徳十一年十二月從四位下に叙し
中務大輔となり、同十四年七月父則維の嗣を承けて第六代藩主となつた。當時天
變地異相次で起り領民窮乏せしにより、造酒を禁じ市街鄉村に屢々救助の金穀を
施し、又孝行・貞實者を表彰し、狩塚門(今の警察署横)に直訴箱を掲げて衆人に政
治の得失官吏の善惡を言はしめ、武藝稽古所を建て、家臣をして武藝を鍛練せし
め、藩内社寺に維持費を給して其興隆を量るなど幾多の善政を施した。

當時太平の餘澤として文學美術は大に進み、武術を練るの餘暇詩歌文章を弄ぶ者は多かつたが、獨り數學のみは専ら商人が利を射るの技として是を卑んで居た。況や藩主などにして是を顧る者は天下一人も見る事が出来なかつたが、此時に當り頼鐘は日本數學中興の祖と云はれる關孝和の流を汲める山路主任を師とし、政治の餘暇東西古今の算書を研究する事三十年一日の如く、終に其奧秘を極めて山路高足七人中の頭領と稱せられるに至つた。是に於て藤田定資等斯道の秀才が多く米藩に集まり、其門下から神谷定令・菅野元健以下數百人の達算家を出し、天下に異彩を放つたのは全く頼鐘の賜である。然して頼鐘の研究の熱心なる、江戸參觀の途にも尙常に算書を手にし、驛路の旅舎では必ず之を繕いて侍臣と共に難解の算法を研究するを常としてゐた。其結果「盈朒趕趁法」を初め「斷連變局術」「招差三要」「方圓奇巧」其他多數の著書を上梓して日本數學界の上に多大なる貢獻をなした。頼鐘は天明十三年十月二十三日、齡七十歳を以て卒した。明治四十四

年十一月、明治天皇は特に從三位を追褒あらせられ、翌四十五年三月其靈は縣社篠山神社に合祀せられた。

參考 大慈公御事蹟。有馬義源公。久留米小史(全)。筑後志(全)。久留米市誌(全)。

坂本元藏 (研究)

坂本元藏は久留米藩士で櫛原町に住してゐた。性頗る風流に富み花卉を愛し、當時流行の兆ありし霧島躑躅の人工培養に着手し、或は筑後河畔に至り、或は高良山に登り、又寺社の園中に栽えられた躑躅の種子を採集して苗床を作りこれを蒔いて生育せしめやうと數年間試んだが殆ど全く失敗に終つた。所が一日偶然其發芽を認めて之を移植培養し遂に人工變種の法を自得し、更に研究を重ねた結果大に面目を一新し、之を同好の友人に分與して其栽培を奨勵したから新種は年を追うて加はり遂に久留米躑躅の名に於て今日の盛況を見るに至つた。

元藏は嘉永七年五月十八日享年七十を以て歿した。墓は寺町妙正寺にある。

参考 久留米郷土誌。久留米市誌(全)。久留米小史(全)。郷土考。筑後商工先達小傳(全)。

田中久重 (發明)

田中久重は儀右衛門と呼び近江大椽と稱し、寛政十一年九月久留米通町に生れた。幼より工夫創作の技を好み九歳の時獨特の硯箱を作つて人を驚かせた。ついで竹輪水楊・懷中枕等を製し、十五歳の時久留米緋の組方と織機を發明して井上傳子の緋業を助け、二十二歳の時風砲を創製した。其頃御繁昌と稱した五穀神社の祭禮に當つて水からくりを以て人形を舞踊せしめ又は笛を吹く等の技を奏せしめたので觀る者は歎賞しない者はなかつた。其後各地を遊歴して技術を練り、大阪道頓堀・江戸兩國橋等にて水からくりの妙技を示し其名は一時に鳴つたが、後大阪に寓居中大鹽平八郎の亂に遇ひ家屋器具悉く焼亡して伏見に移り、天文家戸

田中久左衛門に就き京都の陰陽總司梅小路家に入門して其業を卒へ近江大椽の印可を受け、次で京都に住して須彌山儀縮像儀・萬年自鳴鐘・無盡燈・防火器械等を製造した。嘉永五年には車輪型とスクーネル型二艘の汽船雛形を製作し鷹司卿の庭水・琵琶湖等に浮べて運轉したが、是れ實に我國に於ける汽船雛形製作の始とする。やがて肥前鍋島侯は其名を聞いて精鍊所方に聘し主として武器の製造に當らしめたが、其製品中には蒸汽機關・アームストロング螺旋砲・電信機等がある、幕府が鍋島に命じて鑄造させた品川臺場の大砲は専ら久重の鑄造したものと云はれる。文久三年蒸汽船凌風丸建造に際しても重に久重父子が其事に當つたが、それが慶應元年に竣功して我國最初の汽船の記録を作つた。元治元年我が藩が久重を招いて鐵砲製造の事を命じたので以後は月の上半は佐賀に在り下半は久留米に居て双方を兼務した。次で久留米藩廳は其技術を賞して下士に列したので、久重は養子儀右衛門を佐賀に遣はして己は久留米に歸り器械製造の監督となり、又大砲

製造場を御井郡鍵水(今の高良内村の内)に設け幾多の銃砲を製造し、慶應二年には支那上海に行き研究を續け、又同年製氷器を發明販賣した。爾後久留米に在つて煙草切り機械・改良竈・自轉車・精米機械・傘轆轤機械・醬油搾機械・蠟締機械・排水機械・水車機械・浚渫機械・寫真器等多數の創作改造をなした。

明治元年 明治天皇は本邦最初の觀兵式を大阪灣頭に行はせられた。鍋島藩軍艦電流丸は軍務局の命を受けて其旗艦となつたが、同艦の汽鐘は實に田中父子の製造したものであつた。同六年久重七十五歳にて東京に出て機械製造の業を起し工部省の命によつてブレゲー電信機の製作に成功し、爾來同省の指定工場となつたが、同十一年同省は其工場を買收し工場員は職員として採用された。是れ遞信省電信燈臺用品製造所の起源である。而して久重は十四年十一月七日行年八十三歳にて歿し、青山墓地に葬つた。朝廷は其功を嘉せられ昭和五年從五位を追贈あらせられた。商工會議所門内の胸像も同年の建設である。

参考 久留米小史(全)。久留米市誌(全)。近江大椽。田中近江。田中近江大椽。

田中近江拾遺。田中久重翁。筑後商工先達小傳(全)。

井上傳子(發明)

井上傳子は天明八年十二月、御井郡通外町(今の通外町)米穀商平山源藏の女として出生した。幼より機織の技を好み七八歳の頃には既に其一斑を習得し、十二三歳に及んでは巧みに意匠を凝らして精巧な縞を織り出し、是を市街に賣つて豊ならざる家計を助けてゐた。然るに當時久留米に一として名産の見るべきものになかつたので、傳子は是を慨き常に新奇の織物を案出しようとする時、是を忘れなかつたが、或日其平素着用せる衣服の古びて處々白き斑紋を生ぜるのを見て深く感ずる所があり、悉く是の糸を解き放ち糸の黑白相交錯せるに倣つて種々の考案を凝らし、試に廢糸を以て白糸を絞結して之を藍汁に浸し乾燥の後其糸を解いて

之を織つたが、布面點々として白紋を印し頗る奇觀を呈したので、人々是を雪降又は霰織と稱して喧傳した。傳子は大に力を得て更に幾多の工夫改善を加へ「加壽利」と名づけて發賣したが、全く世人の嗜好に適し「お傳加壽利」の名は漸く世に著れた。是れ實に久留米緋の起源である。是より傳子は一層勉勵業に従事し改良發明する所も極めて多く、弟子は日に月に加つて四十歳の頃には三四百人の多きに達し遂には久留米重要物産の一として市經濟の中核をなすに至つた。

傳子は二十一歳の時原古賀町(今の本町)井上次八に嫁し二男一女を擧げたが、廿七八歳の頃夫を喪ひ、其後は三子を相手に獨立自活の道を講ずる爲、居を生家の附近に移し愈々緋業の進歩と普及に全精力を注ぎ多くの徒弟を教養したが明治二年四月二十六日八十二歳で歿した、野中村(今の野中町)に葬つたが、久留米緋同業組合は明治三十一年組合事務所構内に記念碑を建て墓を寺町徳雲寺に改め次で大正六年壯大な墓碑を建て、是を顯彰した。

参考 久留米緋碑文(全)。井上傳子碑文(全)。井上傳子。久留米市誌(全)。

久留米小史(全)。筑後志(全)。筑後商工先達小傳(全)。

大塚 太藏 (發明)

井上傳子が久留米緋を創始してより是に色々の研究を加へて改良されて來たが、大塚太藏も亦其功勞者の一人である。太藏は津福村(今の津福町)の人であつた、家は世々足輕で太藏は藩主の馬丁を勤めてゐたが後病を得て職を辭し、實業を起し公恩に酬る且つ家計を立てやうと決心した。時に傳子の緋發明の事があつた。太藏は感奮措く能はず、其妹すみと共に日夜織物に従事し、遂に天保十年始めて繪緋の新發明をなした、時に太藏は三十四、妹は十六歳であつた。其間沈思苦慮すること幾日なるを知らず往々寢食を忘れる事さへあり、既にして各自の衣服に仕立て久留米の市街を通行したが見る者到る所に群をなして之を品評した。翌

年高良玉垂宮の祭日に其精製品を陳列販賣したが娼婦等の嘆賞措かず、やがて赤間關の歌奴某が久留米に來つて太藏の織緋に巧なるを聞き、己が名を布上に織出すことを依頼した。太藏は大に意匠をこらし其要求に應じたが是れ實に繪緋の始めである、是より名聲忽ち他國に傳播し其業は頓に隆盛に至つた。但し妹の助勢も與て大に力があると云はれてゐる。太藏は三十八歳で早世したが、後明治十六年時の農商務大臣西郷從道は賞金を贈つて是を追賞した。

参考 福岡縣篤行奇特者事蹟類纂(全)。井上傳子傳(全)。久留米小史(全)。久留米市誌(全)。

川崎峰次郎 (發明)

川崎峰次郎は天保九年寺町に生れた。後居を通町三丁目に移し漆汁の販賣をなし傍ら塗職を營んでゐたが、明治廿二三年頃豊福勝次・阿理成等の援助を得て始めて籃胎漆器製造の業を起し同二十八年に至り京都に開設した第四回内國勸業博

覽會に其作品を陳列し、或は販賣店を設けなどして名聞漸く揚り、宮内省・宮家・大商店・陳列所等よりも多數買上の榮を蒙つた。其後峰次郎は益々研究を積み産額も年を遂うて増加したので兼業を廢して專業となし、同三十年に至り篠山町に移轉して之が製作に従事したが三十七年九月十八日享年六十七を以て歿した。墓は寺町久光寺(今は宗安寺管理)に在る。

参考 川崎峰次郎墓銘。久留米市誌(全)。筑後商工先達小傳(全)。

小川とく (殖産)

久留米縞を織り出した小川とくは埼玉縣北足立郡の生で、六七歳頃孤兒となり稍長じて機織の業を勵み精勵刻苦其奥を極めた。後久留米藩士江戸定居早川勘兵衛の乳母となり、其歸米するに際し伴はれて西下し慶應元年六月久留米に着した、時に年二十七。元來とくの來つたのは觀光の爲であつたが、此地の機業界を見

るに井上傳子の緋發明はあつたが、縞は未だ幼稚の域を脱しなかつた。とくは早くも茲に着眼し、靈腕を揮つて縞界に一生面を開かんと欲して暫く滞留せんと決意し螢川町の工人龜吉に就き坐繰・絹糸綯掛車・長機の製作を命じたが彼は未だ嘗て此機械を作つた事がなく、坐繰の如きは回轉されないものを作るの滑稽を演じた。とくは大に苦心し此より親しく其工場に行き工匠を指揮して漸く無難の機械を作る事を得た。當時は未だ紡績糸がなく所謂木綿車の力を假り婦女の指先で撚ぎ出した粗大の糸のみであつたので、通町中島屋主人の上京に際し綿糸買入の事を托したが、これでも尚上梓なる一の機械を要するのでとくは又是が製作に苦心した。折しも田中久重が機械製作上非凡の手腕ある由を聞いて其製造を依頼したが、久重は直に之を諾して製作するに滑轉意の如くならざるはない。とくは大に喜び彼の糸により此の機械に頼つて織出した縞數十反は久留米機業界に燦然たる光彩を放つた。此を見た地方の婦女子は争うて其門に集まり教を乞うたが、とくは熱

心に之を教導し、其數六七百人の多きに達し各々業成りて四方に分散し機業に従事したのでとくの名は大に世に著るゝに至つた。明治二十年八月、其門弟等七十餘人相謀つて壽碑を京町梅林寺に建てた。とくは翌年移つて鳥飼村白山（今の白山町）に住し、老軀を役し營々其業にいそしんだが、其後同四十三年九月老いて郷里に歸る事になつたので、縞組合及び有志者舊門下の婦女等は金を醸し厚く禮し惜別の意を表した。斯て大正二年十二月廿四日七十五歳を以て彼地に歿した。

参考 久留米市誌（全）。小川とく壽墓銘（全）。筑後商工先達小傳（全）。

國武喜次郎（殖産）

國武喜次郎は通町の人で、幼時は魚類を賣つて業としたが十七八歳の頃奮然として志を起し筑後の特産たる久留米緋の製造販賣を企て、自ら各地を行商し緋の特質を世上に周知せしめて販路を擴張し、一度斯界に粗製の弊起るや之が信用恢

復に腐心し、更に綿絲の精良を期せんが爲に備中玉島に紡績會社を創める等、機業の改良發展に力を盡したること四十餘年、明治三十八年には其殖産興業の事に功績多き故を以て綠綬褒章を授けられた。又新領土の開拓に眼を注ぎ同三十九年數十萬圓の巨資を投じ朝鮮に山林田圃を購つて農場を設け、大正三年には支那山東省李村の地を買收し新市街及び農場を經營するなど、生涯を殖産事業に没頭した。緋同業組合は其功績を稱へ同八年九月通町四丁目の邸内に銅像を建て、是を表彰したが、昭和二年六月二十日八十一歳を以て歿した。

参考 久留米市誌。筑後商工先達小傳。

淡河正範 (修練)

淡河正範は久留米範士で徒士頭・中小性頭等を勤め後浪人奉行に進み軍制役を兼ねてゐた。若年の頃江戸に祇役中古實家松岡辰方の門に入り小笠原古流三騎射

の皆傳を受け、歸國後藩命を以て城内二の丸御殿前に流鏑馬笠懸用の前場を作つた。是は後小松原(今の京町)なる松頭練兵場の西端に移され、犬追物の場所も京隈四番目(今の京町四丁目)に築かれた。因て正範は三騎射の技を藩士に教授したが、國老を始め諸士の子弟で門人となつたもの數十人、又抜心流柔術師範家たる江戸の藩士石野郡藏の高弟となり後師範家の名稱を受け屋敷内に道場を造り門人を指導した。砲術は最も長ずる所で弱冠にして吉見七次郎・吉村多門等と共に藩主の指南役たる藩士鳥居注連右衛門の門に入り早くも妙技に通じ、又長崎の高島四郎太夫の門人となつて西洋砲術を學び、後江戸に出て幕臣江川太郎左衛門・下曾根金三郎に就て西洋兵術及砲術の業を受け益々其蘊奥を究めた。嘉永年間彼の有名な品川臺場建築の際には日々江川に従つて工事を助け大に得る所があつたので、歸藩後邸内の柔術道場に門人を集め大に西洋戦法の道を開いた、所謂日新流の練兵・千歳流の火技は多く正範の創めたものと云はれる。嘗て江戸祇役中赤羽藩邸内

に製造所を作り鍛工を備ひ、ホウイフスル・モルケール等の洋式の大砲を鑄造し（或は江戸大森鑄造場にて鑄造したとも云はれる）、又鍛工匠人を久留米に下して銃砲を鑄らしめ、或は御井郡國分村（今の國分町）に煙硝製造所を設ける等、大に其道に盡した。文久三年長州攘夷應援の朝命があり、本藩主は豊前國大里に兵を派遣して同所に砲臺を築くや正範は命を奉じ男小平太及岩本椿之進を従へ彼地に出張し砲臺二箇所を築き砲各十門を据ゑたが其結構極めて堅固見る者皆嘆稱したと云はれる。翌年二月二十日六十八歳を以て家に歿した。墓は寺町千榮寺に在る。

参考 久留米市誌（全）。

牛 島 謹 爾（努力）

亞米利加合衆國で馬鈴薯王として其成功を謳はれ、日本人會長となつては日米親善に努力して無官の大使と稱へられた勳四等牛島謹爾は元治元年一月三瀨郡梅

滿村掛赤（今の梅滿町）に呱呱の聲をあげた。幼時原古賀小學校に入り、上妻郡（今の八女郡）山内なる中洲中學より同郡北河内村北訥義塾に轉じ、更に東京へ遊學し二松學舎に學んだが、時勢の推移を察し海外への勇躍を企て、明治廿一年十二月八日年廿五歳の時横濱解纜米國に渡り、勞働の傍英語と農業の研究を進め、同廿四年カリホルニヤ州サンオーキン郡なるデルタ（沖積地）の開墾に志し馬鈴薯の耕作に従事しようとした。此のデルタはサンオーキン河とサクラメント河との合流する附近の低濕地で、肥沃な處女地とは云へ洪水と旋風の災厄を受くる事が多く方四十哩に及ぶ廣汎な土地が全く捨て、顧みなれなかつた處で、楊の原木や蒲の茂で人跡絶え野牛野豚さへ棲息する荒蕪な地域であつた。謹爾は此處に着眼し大規模の開拓を敢行しようとしたが、斯る大事業に當つては肉親の助力者を必要とし郷里なる斯業に經驗ある長兄覺平に渡米を、次兄彌三郎に其農園に使役する勞働者の選擇送付方を依頼した。覺平は孤立無縁の弟の身を思うて止まず、妻

子を郷家に残し單身二人の農夫を伴つて天涯萬里の異域に旅立ち愈々協力して其事に當り、又其園の勞働者は家に在る彌三郎が實地使用の成績に鑑み選良のみを送つた。

斯て開拓に従事し大堤防を築いて水を防ぎ、草木を焼拂つて耕地となし、馬鈴薯や大豆を植ゑて收穫を樂んでゐる時、一朝の洪水は全部を流ひ去り一夜の暴風は跡なき迄に吹き飛ばし、失敗に失敗を重ねるうち財力は漸く盡き果て、食ふに食なく着るに服なく、或は南瓜のみにて僅かに飢を凌ぎ、或はアンペラを纏うて靴の代用となした事もあつた。謹爾は覺平を此の異域に呼寄せつゝ、米人の惡罵と嘲笑の中に斯る悲惨な憂目を見せるのが氣の毒に堪えず、遂には其歸國をさへ勧めた事が度々であつたが、覺平は平然として「苦勞は覺悟の上で來て居る、お前の成功を見ない間は決して歸らぬ。共に斃れるまで働かう」と謹爾を激勵して居た。其後事業は次第に伸展し成功の基礎は愈々定つた。此に於て覺平は歸國の途

に就いたのであるが、それは覺平が初めて渡米した後十年目の事であつた。

其後謹爾は愈々大成功の域に達し三千人を使用する大農園を經營して馬鈴薯王と謳はれ數千萬圓の資産を築いて内外人羨望の的となり、日本人會長に推されて同胞の爲に偉大なる貢獻をなしたが、覺平は大正十四年十月五日郷家で歿し、謹爾は翌十五年三月二十七日憧れの歸國を眼前にして六十三歳を以て彼地に歿し、次兄彌三郎は今（昭和十年十月現在）尙嬰鑠として梅滿町の自宅に在る。

謹爾は身海外に在りても常に故國を忘れず、常に君恩の辱けなさを偲ぶと共に、舊師舊友の上に思を馳せ漢詩に托して其志を述べてゐた。左の詩は其一例である。

大正乙卯（大正四年）、皇上登極、在外微臣謹爾、忝賜勳五等旭日雙光章、感激之餘、詩以紀恩

金章燦爛輝身邊

遠浴恩波異域天

欲告光榮親不在

悲歡交到淚潸然

偶作

萬里天涯鬢欲斑

百年農計不容還

西窓今夜故鄉夢

猶在水村山驛間

高等小學卷一「進取の氣象」中「謹爾が巨富を作つた後、錦をきて故郷に隱退することを勤める人もあつたが云々」の原據

數年來、我事業不振、入春奮起、有所更革、而規畫中肯綮、獲利不少、知友交說予曰、今也功成名遂、須退隱樂風月、而有予意未饜者、示以此詩

垂綸蘆白水青中

潑潑鮮魚滿竹籠

惟爲雄心猶未饜

擬臨絕壑獲羆熊

參考 牛島謹爾傳。別天詩稿。久留米市誌(全)。牛島謹爾略傳。

倉田雲平 (努力)

倉田雲平は嘉永四年米屋町に生れた。八歳の時父を喪ひ煎餅を賣つて生業を助

けた。十七歳にて裁縫を習ひ、明治三年志を立て、長崎に赴き足袋製造の研究に従事すること約三年、歸郷の後壹圓五拾錢の資金で其業を初めたが、是實に今日のつちや足袋會社の濫觴である。明治十年西南の役に際し、足袋及軍用被服の調達を受負つて意外の利を獲たので更に草鞋・梅干・漬物等の軍需日用品を戦地に販賣せんとして事志と違ひ失敗した。此に於て妻の内助により足袋を本職とし、更に靴・馬具類の製作を兼業としたが時勢に投じ好評を博し事業益々發展した。同三十二年兼業を止めて足袋専門となし、苦心經營終に手縫法より機械力の應用に移り事業愈々伸展、名聲全國に轟くに至り、大正三年には官其功を賞し綠綬褒章を賜つた。斯て雲平は同六年六月十六日年六十七を以て歿し、寺町遍照院に葬つた。

參考 つちや足袋沿革史。久留米市誌(全)。筑後商工先達小傳(全)。

廣津藍溪 (感謝)

廣津藍溪は久留米藩の儒者である。幼より精勵恪勤精力絶倫、齡八十に垂んと

して尙藩に勤めて居た、藍溪が天明五年城門外廣手なる一空舎を學問稽古所に充て名けて修道館と號したものが即ち後の藩校明善堂の起源である。

藍溪は人の苦んで堪えない所を獨り奮て是を爲した、常に人に「人の世に在る物として不可なること無く、事として善からざる事は無い」と云つて居た。それで自ら事を處するに當つては常に樂觀的で、假令常人の憂ふ可き事に遭つても決して悲觀せず必ず「有り難い」と感謝してゐた。嘗て人の爲に百金を失つた事がある、然も其金は平素節儉して貯へたもので己の著書を出版する筈のものであつた。是を聞いた人は氣の毒に思つて之を弔したが藍溪は「有り難い、我人の爲に義務を缺かなかつた」と。道で暴風雨に遇へば「有り難い、矢石でないのだ」と。藍溪は元來福島村(今の八女郡福島町)の人であるが、其郷里に在つた時火災に罹り衣類家財全部焼失した事がある。家人は愁嘆したが藍溪は平然として「人が生れる時は皆裸體で、衣服家財を有する者はない。善藏(藍溪の通稱)が今日生誕したと思

へば衣服家財の無いのは少しも悲しむに及ばないのではないか」と云つて家人を慰めた。寛政六年十一月十三日八十六歳で歿した、墓は寺町千榮寺に在る。尙淨瑠璃「朝顔日記」は藍溪の作と云はれ昔は各地の俳優が久留米に來る毎に必ず米屋町妙泉寺(昭和七年寺町千榮寺に改葬)なる其の墓に詣でてゐたと云はれてゐる。

参考 久留米市教育沿革史(全)。稿本八女郡史。久留米市誌(全)。

刀池忠右衛門 (忠實)

刀池忠右衛門は藩士西澤彌右衛門の家臣である。幼より至誠を以て主家に仕へ日夜心を盡してゐたが、彌右衛門は俄かに病死した。忠右衛門は悲傷哀慕する事限なく、主家の親族に告げ「主已に黄泉の客となり如何ともする事が出来ない、平生の恩義は未だ萬分一を報いず、獨り生存して居るべきでない。願くば殉死する事を容されよ」と云へども親族は是を許さないで其遺子の養育を託した。時に

遺子彌次郎に父の祿を繼がしめるとの官命があつた。忠右衛門は大に喜び、以後遺孤を立つるを以て己が任となした。時に同僚に甚右衛門と云ふがあつたが、主家の負債が多く二臣を用ふるを不要として自ら辭任し近傍に市店を借り油を賣つて生計を立て、朝夕主家を訪ね事あらば奔走斡旋する事は前と少しも異らなかつた。此の如くすること三年の後痘瘡流行して彌次郎も亦感染した。忠右衛門は朝夕傍に侍して自ら湯藥を進め看護に努めたが、彌次郎の病は遂に危篤に陥つたので忠右衛門は家に歸り母に告げて「幼主の命は既に迫つた。萬一の事があつたならば殉死する覺悟である、先に先主に殉しなかつたの幼主のあつた故で、吾の死生は全く幼主に係つてゐる事は母上の知られる通である」と云へば母は「幼主が若しもの事になつたら汝の死するのも其時を得たものであらう、義を捨て生を偷まば長命したとて何の益があらうか、汝は幼主と死生を共にせよ、幼主の病急なるは乃ち汝の死の來つたのである。此れ當然の理で吾は少しも悲しまない」と云つ

て是を勵ましたが、一日を越えて彌次郎は遂に死んだ、忠右衛門は悲嘆に堪へず涙を揮つて幼主の親族に告げ「先主が逝去の時臣は既に殉死を請うたが諸公等が是を許されなかつたのは幼主のあつた故である、今や不幸にして又幼主の卒去に遭つたので、も早や臣が世に存するの理由はなくなつた。今から地下に行つて二主に奉公する事が出来る」と云へば親族も其言の理あるを以て強いて止める事も出来ず皆黙して流涕するのみであつた。忠右衛門は又曰く「臣今更らに願ふ所のものが一つある、それは臣が死する時幼主の遺骸を棺中に抱き、臣が頸を延す時はを刎ねられよ、幼主の遺骸に血を注ぐ事は甚だ不敬であるが暫くも幼主の側を離れる事が出来ないので其罪を顧みず是を願ふ所以である。諸公是を許されなば、臣は死すとも少しも遺憾な事はない」と云へば親族は其志を憐み其請に従つた。忠右衛門は大に喜び頸を延べて刀を待つたが、棺中狹隘の爲刀を打下ろされず太刀取が躊躇してゐる時、忠右衛門は是を見て自ら仰き喉を突刺さして相果てたの

で同棺の儘梅林寺に葬つた。

参考 久留米小史(全)。米府年表(全)。筑後志(全)。久留米市誌(全)。

宗像小文太 (至誠)

宗像小文太は熊本縣飽託郡の人、明治廿九年熊本野戰砲兵第六聯隊に入營し一等軍曹に累進し、滿期退營の後明治三十三年十一月福岡縣警察界に身を投じ門司警察署に勤務した。日露戰役起るや應召出役、各地に勳功を立て凱旋後勳七等に叙せられ功七級金鷄勳章を授與せられた。復職後は再び門司署詰となり、四十三年巡査部長に進んで八幡署に轉勤、後後藤寺署勤務となり金田派出所詰となつたが、大正三年四月内務省開催の消防特別講習生として召集され、爲に消防及唧筒に關する豊富な知識を習得する事が出來た。

偶々日獨開戰の結果、久留米市に俘虜收容所が設置され、小文太は是等取締の爲

縣警察部から拔擢せられて其任務に就く事になつた。それは身長五尺八寸餘、體重二十四貫の躰軀と、磊落にして人との接觸に好感を與へる性格の特徴があつたからだと云はれる。次で同五年七月久留米警察署詰となり同年末、消防主任を命ぜられた。當時久留米消防組は未だ極めて幼稚の時代で漸く舊態を維持するに過ぎず、火災は頻々と起り市民は其脅威に怯えてゐた。小文太は命を拜すると共に深く是を遺憾とし、市民の自覺と模範消防組の組織を目標とし以て無火災の樂土を建設せようと決心した。それで自ら標語を考案して市民に示し、或は機會を捉へて講話をなし、雜誌新聞を藉つて宣傳に力め、或は十名の消防藝者を囑して宣傳に援助させ、或は浪花節に映畫に民衆の覺醒に勉むると共に、内に於ては消防幹部を初め組員の改廢を斷行して是等に對する精神的訓練と規律的觀念の養成に着手し、一意専心寢食を忘れて奮闘したが、然し世人は多く是を認めず、或は消防狂と嘲笑し、時には消防中毒など、冷罵し、一部組員の如きは反感の極排斥運動を起す程

の誤解をさへ招いたが、小文太は是れ我が誠の足らざる故とし、人を怨まず世を呪はず、只管己を鞭撻して専ら其指導啓發の任に當り殆ど晝夜を分たず懇切丁寧致々して訓練に努めたので、やがて其赤誠は認められて世人は其勞を感謝し、一部組員の迷夢は解け遂には自らの罪を謝して膝下に感泣した。

以後管内消防組の改善は着々として實現せられ、組員の素質は向上し唧筒操縦法は改良せられ、輕便唧筒の普及となり、消防義會の設立となり、處女消防組の組織となり、遂には水利問題の解決として上水道敷設の實現をさへ見るの機運を生ずるに至り、昭和七年には全國模範消防として大日本消防協會長の表彰を受ける程になつた。

小文太は大正十五年六月二十七日、在職の儘莊島町の自宅で歿した、享年五十一、其日福岡縣警部に昇進した。昭和四年六月久留米消防組は瀬下町水天宮境内に銅像を建て、永く消防の神として其偉績を稱へる事となした。

参考 消防恩師宗像警部。久留米市消防組要覽。

附 録

参 考 書 目 録 (發行年月逆順)

- 關東出張日記 (戊辰役從軍記念碑建設事務所著、昭和十年十月一日發行)
- 筑後郷土史家小傳 (筑後史談會編、昭和十年七月七日發行)
- 大楠公六百年祭典記念 (久留米神職支會編、昭和十年六月廿五日發行)
- 同窓殉國勇士略傳 (明善校同窓會編、昭和十年五月廿五日發行)
- 筑後商工先達小傳 (梅野滿雄編、昭和十年五月七日發行)
- 緒 方 春 朔 (淺野陽吉著、昭和十年四月五日發行)
- 眞 木 和 泉 守 (宇高浩著、昭和九年十二月一日發行)
- 久留米躑躅誌 (赤司辨藏編、昭和九年五月廿五日發行)
- 爆彈三勇士 (久留米國防義會編、昭和八年七月十二日發行)

- 森 嘉 善 (倉富了一著、昭和八年六月廿四日發行)
- 久留米市誌 (久留米市役所編、昭和七年十二月廿六日發行)
- 米 府 年 表 (筑後史談會編、昭和七年十二月一日發行)
- 久留米市消防組要覽 (久留米市消防組編、昭和七年五月十五日發行)
- 牛 島 謹 爾 (倉富了一著、昭和七年四月十七日發行)
- 忠烈爆彈三勇士 (小笠原長生著、昭和七年四月七日發行)
- 牛島謹爾略傳 (倉富了一著、昭和七年三月十日發行)
- 眞木和泉守 (佐々木信一著、昭和七年二月發行)
- 田中近江大椽 (田中近江翁顯彰會編、昭和六年十二月十五日發行)
- 田中久重翁 (黒岩萬次郎著、昭和六年十二月發行)
- 田中近江拾遺 (淺野陽吉著、昭和六年十一月廿三日發行)
- 明治天皇と久留米 (久留米社會教育會編、昭和六年十一月三日發行)

- 躑 躅 考 (淺野陽吉著、昭和六年三月十日發行)
- 田 中 近 江 (淺野陽吉著、昭和五年十一月七日發行)
- 宗 像 警 部 (久留米警察署管内消防組聯合會編、昭和四年十一月廿四日發行)
- 井 上 傳 子 (福岡縣社會教育課編、昭和五年九月發行)
- 福岡縣篤行錄 (福岡縣編、昭和四年十一月十五日發行)
- つちや足袋沿革史 (齋能吉平編、昭和四年六月廿五日發行)
- 福岡縣碑誌筑前之部 (荒井周夫編、昭和四年三月一日發行)
- 樺島石梁遺文 (樺島石梁先生顯彰會編、大正十五年十一月三十日發行)
- 高山彦九郎先生傳 (後藤武夫著、大正十五年十一月十日發行)
- 樺島石梁先生小傳 (樺島石梁先生顯彰會編、大正十五年十一月發行)
- 別 天 詩 稿 (牛島謹爾著、大正十五年三月廿一日發行)
- 烈士の面影 (納戸鹿之助著、大正十三年十一月廿日發行)

- 久留米市教育沿革史 (久留米教育支會編、大正十二年十一月廿日發行)
- 明治戊辰の役久留米藩出兵記念編 (戊辰役戦死者祭典事務所著、大正七年四月廿九日發行)
- 眞木和泉守遺文 (眞木保臣先生顯彰會編、大正二年五月廿日發行)
- 大慈公義源公御事蹟 (有馬秀雄著、明治四十五年三月廿七日發行)
- 有馬義源公 (坂本辰之助著、明治四十一年六月廿五日發行)
- ◎校訂筑後志 (杉山正伸、小川正格共著、明治四十年三月十五日發行)
- 蟹海鈞言 (武田範之著、明治三十四年六月二十六日發行)
- 西海忠士小傳 (山本實編、明治廿八年十月十五日發行)
- ◎久留米小史 (戸田乾吉著、明治廿八年六月廿八日發行)
- 福岡縣篤行奇特者事蹟類纂 (福岡縣教育會編、明治廿六年發行)
- 筑後民間孝子傳 (宮原國繪編、文化四年六月發行、板本)

- 閑燕漫錄 (寫本、久留米圖書館藏)
- 語鏡草案 (寫本、久留米圖書館藏)
- 島原記 (寫本、久留米圖書館藏)
- 勇功記 (寫本、久留米圖書館藏)

備考 ○印||非賣品 ◎印||其他

兒童は郷土に生れ、郷土の空氣にひとり日光を浴びて郷土に成長する。郷土は實に人類の母胎である。慈母である。理想の教師はよくこれ等の本義を會得し、熱愛の誠を捧げて兒童の陶冶に當るのである。理會ある理想の家庭と社會とは又よくその步調を合はせ、美しき交響の樂を奏することであらう。

……眞野常雄著 「郷土教育の實際的研究」中より……

昭和拾年十一月十五日印刷
昭和拾年十一月二十日發行

(非賣品)

著作兼
發行者

久留米初等教員會

代表者 久留米市久留米高等小學校
倉 富 了 一

印刷者 久留米市鍛冶屋町二三番地
秋 山 源 次 郎

印刷所 久留米市鍛冶屋町二三番地
秋 松 活 版 所

355
1078

終

